

## 鳥取市議会福祉保健委員会会議録

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |        |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 会 議 年 月 日       | 令和6年9月20日（金曜日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |        |
| 開 会             | 午前9時59分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 閉 会 | 午後4時5分 |
| 場 所             | 市役所本庁舎7階 第1委員会室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |        |
| 出 席 委 員<br>(7名) | 委 員 長 星見 健蔵<br>副 委 員 長 秋山 智博<br>委 員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子<br>西村紳一郎 寺坂 寛夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |     |        |
| 欠 席 委 員         | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |        |
| 委 員 外 議 員       | 伊藤幾子議員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |        |
| 事 務 局 職 員       | 局 長 補 佐 毛 利 元 議 事 係 主 事 福 田 佳 菜                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |        |
| 出 席 説 明 員       | <b>【福祉部】</b><br>福 祉 部 長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健<br>地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二<br>地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室長補佐 松田 珠美<br>長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 増田 和人<br>長寿社会課島城市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 長寿社会課ねりんピック推進室長 小谷 昇一<br>障がい福祉課長 枅谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一<br>生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦<br>次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏<br><br><b>【健康こども部】</b><br>健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子<br>こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之<br>幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一<br>こども家庭センター所長補佐 山根 径 鳥取市保健所長 長井 大<br>保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ<br>保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大<br>健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課長補佐 初田 亮平 |     |        |
| 傍 聴 者           | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |        |
| 会議に付した事件        | 別紙のとおり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |        |

午前9時59分 開会

- ◆**星見健蔵委員長** 少し早いようですけども、皆さんがおそろいですので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおりです。今回、市立病院の議案がないため、福祉部、健康子ども部の議案審査を行いたいと思います。

【福祉部】

- ◆**星見健蔵委員長** それでは福祉部の審査に入ります前に蔵増福祉部長より御挨拶をいただきたいと思います。蔵増部長。
- 蔵増祐子福祉部長** おはようございます。福祉部長の蔵増でございます。本日、福祉部に係る案件は議案7件でございます。前回、9日の委員会のときに御説明は申し上げております。本日は御質疑いただくこととなりますが、執行部側、簡潔にお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日は御審議のほどよろしくお願いいたします。
- ◆**星見健蔵委員長** はい、それでは議案審査に入ります。皆様におかれましては、質疑、答弁においては、ただいま部長のほうからもございましたが、簡潔にさせていただきますようお願いいたします。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）について（質疑・討論・採決）

- ◆**星見健蔵委員長** それでは議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか、坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** はい。事業別概要書の24ページ下段、地域福祉相談センター事業費について質問をしたいと思います。令和5年度の、これ返還金ということですが、実際、返還金に該当した内容について教えてください。山内次長。
- 山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内でございます。この地域福祉相談センターの事業費に計上しております32万4,000円につきましては、令和5年度の実績に伴いまして、受け入れていた国・県のそれぞれの金額を返還するというものでございます。この対象経費といたしましては、センターのいわゆる電話の固定経費であったり、あと、相談の実績に応じて委託料を支払うということになっておりまして、実績のほうは、申請時はトータル320件の相談件数を見込んで申請をしておりましたが、実際には224件だったということで、その分が受入れを超過してしまったということで、返還に至ったということでございます。
- ◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。
- ◆**坂根政代委員** はい。ありがとうございました。相談場所の設置数を教えてください。
- ◆**星見健蔵委員長** 山内次長。
- 山内 健次長兼地域福祉課長** はい。この地域福祉相談センターは市内25か所のセンターで実施をしております。ただ、このいわゆる委託料として支払いをしておりますのは25センターのうち、16センターでございまして、残りの9センターにつきましては鳥取市社会福祉協議会が運営をするセンターということで、市社協につきましては、もともとそういった相談を市民の方に受けるという位置づけがございますので、委託料等の支払いはしていなくて、25センター

中16か所ということになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。周知方法、相談場所があるよという周知方法はどのようなになっていますか。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。チラシ、相談箇所一覧というようなものを、これはこの地域福祉相談センターに限らず、様々な機関がやっているそういったチラシを、3年に1回なんですけども、作らせていただいて、それを配布させていただいたりとか、これも3年に1度ですけども、福祉のてびきというようなことの中に、相談先一覧ということで、この地域福祉相談センターの御案内をさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 事業別概要27ページです。今回、生活保護システムを改修するということで、システム改修の補正予算です。法改正の中身について教えていただきたいと思います。①で進学準備給付金の、それを進学・就職準備給付金に変えるということで、新たに就職準備給付金というのができたということなわけですけど、給付金の内容と、それからいつから実施をされているのかということ、まず聞きたいです。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。まず、給付金の内容ですけども、就職準備給付金ですけども、世帯から転出された場合は30万円、それで、世帯に残られて、生活保護、その世帯が廃止になる場合、就労により廃止になる場合は10万円となっております。まず、対象となる方なんですけれども、実は法が施行されまして、本年1月1日に遡及して支給をすることが可能となっております。ですので、この春、卒業された高校生の方に対しても、支給は可能となっておりますというところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今年の春、卒業をして就職をされた方に、転出した場合、あるいは自宅から通うということで、その人の分について、保護が廃止ということになる場合に出る給付金だということです。対象になる今春、就職された方の人数と、それからその方々への対応ですね、今春ですので、を教えてください。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。まず、この春、卒業された方で対象となる方、現在、我々が把握している人数は6名の方を把握しております。それで、この方も、実は既に生活保護は廃止になっておりますので、その方に対して、現在といたしましては、就職したことが分かるような書類、内定書とか、あと、今、住んでいらっしゃる場所が分かる書類、例えば、賃貸借契約書とか、あと、この給付金は高校生本人の口座にお振込させていただきます。生活保護費が入る世帯主の口座ではなく、就労を開始された高校生御本人さんの口座に振り込ませていただきますので、その口座が分かる書類、こういった書類を今、集めてるところなんですけれども、我々が高校生の方の連絡先を把握していないものですから、まず、世

帯主の方にお話しして、まず、こういった制度が始まったということの御理解をいただいて、高校生の方の連絡先を聞いて、そこから郵便で書類のやり取りを始めているというところで、少し高校生の方、慣れないところもございまして、書類のやり取りがちょっと大変なところはありますけれども、現在、準備のほう進めているところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 6名の方は受給資格対象者なわけで、追求して届くようにお願いしたいと思います。もう1つの就労自立給付金のインセンティブ強化、もともと就労自立給付金っていうものはあって、就職して自立をした、それで生活保護廃止になった場合、今までは一律だったけれども、早期に自立した人には手厚い給付とするっていう変更だというふうに理解しましたが、そもそも、このインセンティブ強化っていうことの目的は何でしょうか。併せて、去年もこの制度あってるわけで、去年の実績は何人おられるんでしょうか教えてください。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。まず、初めに実績のほうからお答えさせていただきます。昨年度、就労自立給付金を給付した方は31名でございます。それで、このたびの制度改正の主な狙いなんですけれども、まず、この就労自立給付金の算定方法なんですけれども、基本として、基礎額というものがございまして、基礎額というものがございまして、その上にプラスする形で、我々が就労収入として認定した額の10%を足していく、最大6か月足していくというのが、令和5年度までの仕組みでございました。それで、このたび、何が変わったかといいますと、上乗せする就労収入、収入認定した10%を上乗せする部分は変わってはいないんですけれども、基礎額部分が変わりました。今まで、単身者世帯でしたら2万円だったんですけれども、それが就労を開始したタイミングによりまして、就労を開始して一月で生活保護を抜けられますということになりますと、基礎額は4万円、6か月間かかって抜けられますということになりますと2,500円、早く就労を開始すると基礎額は4万円で、6か月間かかりますと2,500円。令和5年度までは、この部分はずっと2万円で一律でした。それで、インセンティブといいますのは、早期に自立をされると基礎額が多くなるというところで、めり張りをつけたというところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 去年の場合、31名おられたということですけど、自立するのにどれぐらいの期間かかってらっしゃるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。昨年度、31名いらっしゃる方の中ですけども、1～2か月程度で早期に就労を開始された方は17名でございます。それで、3、4、5、6と少しお時間がかかった方は、残りの14名ということでございました。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。就業年齢の方が誰でも早く自立をしたいと、仕事をしたいっていうふうに思っておられると思うんです。それで、何らかの事情があって、仕事が

できなくなって、病気だったり、あるいはリストラされたり、いろんな理由があって仕事ができなくなって、生活保護になって、また復帰するっていうことに応援は必要だというふうに思うんですけど、自立したら生活保護でなくなるわけですから、そこに向かってインセンティブをつけていくちゅうのは、いかがなものかなというのは私の意見です。はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。同じ項目のところで、もう1つお聞きをします。生活保護の事務費のところです。この制度、私自身はかなり様々な困難ケースを踏まえながら、改正をされていきつつあるものだというふうに思います。ただ、岩永委員が言われるように、これで全て完全というところではないけれど、改革できるものは改革をしながらという、こういう途上だと思っておりますが、この今、例えば、世帯から転出をした場合に30万だとか、世帯においてあるけれど10万円支給するであるとか、こういう制度について、例えば、支給はしました。実際、1年以内に戻りました。または、1年以内に結局就職先を辞めてしまいました等々、様々なケースが考えられると思うんですね。その場合に返還の義務があるのかどうなのか、そこを教えてください。または、1年って私は例えで言いましたけれど、そういう期日が設けられているかどうかということも教えてください。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。この給付金につきましては返還の義務はございませんので、はい。以上でございます。

◆坂根政代委員 ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 26ページ下段のアルツハイマー病治療薬補助金ですが、この補助を受けれるまでのフォローですね、それと、生涯管理かつ1回のみの、これのどういう解釈したらいいのかということと、あと、全部言いましたけど、最終的に個人負担はどのくらいなるのかなと、その3点お願いします。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。この補助金を使っていただくためのフォローといいますか、そこは、やはり補助金の制度を、まず広報していくということが一番になるかなと思います。それで、その広報する中で、このアルツハイマーというものを早期に発見して、検査・治療につながれば、進行が遅れるというようなことの効果とか、説明していく必要があるのかなと思っているところです。それで、具体的に広報につきましては、県との連携による事業になりますので、県との連携もしながら広報を進めていきたいというふうに考えております。

それからこの生涯1回のみということですが、何度も治療すればいいというお薬ではないので、1回治療していただいて、その後の経過を見ていただくということに、この治療方法ですね、そういうものですので、お一人の方が一生涯に1回この補助金を使って治療を受けていただくというふうな制度にしております。それから、実際どれぐらいの負担がということに

なりますけども、その方の状態に応じて自己負担っていうのは変わってくると考えております。治療の成果ですとか、そういったものを見ながら治療は進みますので、標準的な治療期間が 18 か月というふうな数字は出ておりますが、これはもう標準的な期間ということですので、それぞれの方の状態に応じて治療期間等変わってきますので、大体の自己負担ということがちょっと答えにくいところはあるんですけども、治療費は保険の適用になりますので、高額医療費ですとか、そういったところで負担が返ってきたりもします。

ですので、ちょっとお一人どれぐらいっていうのが、すみません。数的に持っていませんけども、この補助金を算定するときに、こういった医療制度のほうの高額医療費の制度ですとか、そういったところも少し踏まえながら制度をつくっておりますので、高額医療で返ってくるお金と、これは今回のアルツハイマーの補助金は、生活負担の軽減というところで制度をつくっておりますので、そういった医療費で返ってくる部分と生活負担の部分との両方の補助を受けていただいて、治療を受けていただくことで、少し生活の負担軽減を図るというふうなところで制度をつくっております、自己負担のところは医療のほうで、どうしてもかかるものですので、お一人様何割負担とかありますのでね、医療のほうは。そのところは、どうしてもかかってきます。それで、このアルツハイマー治療薬の、その補助金を使っていただいて、そことは別に、生活の負担を、金銭的な面での負担を軽減するということになりますので、医療とは少し離れたところで補助をさせていただくというふうに考えているところです。すみません。お一人どれぐらいというのが、少し明確にはお答えできませんが。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。医療機関との連携が求められると思うんですけど、その医療機関は指定されると考えていらっしゃるでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。そうですね、相談治療体制としましては、医療機関にもつなげるということですが、医療機関は今後、こういった対応っていいですか、実際治療のできる医療機関は限られてきます。ですので、窓口的に各医療機関で、そういったちょっと来られた患者さんで、少しもしたたらっていうようなところで、その専門の機関につないでいただくということになると思いますので、どこの医療機関というわけではなく、もう各医療機関のほうに、こういった制度を周知させていただきまして、少し気になる方がおられたら、専門の機関のほうを御紹介いただくとか、そういうふうなところで連携させていただきたいなと思っておりまして、この予算が通って制度が制定されましたら、東部医師会等と、ちょっと連携を図っていきなと考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 同じく 26 ページの下段のアルツハイマー病治療薬補助金について質問をします。まず、1 点目は、このアルツハイマー病の治療薬というのは、認知症の軽度の人ということを対象ということで考えておられると思いますが、そして、その補助の対象者数が 20 人ということで推計となっておりますが、実際、この軽度の方は何人ぐらいいらっしゃるかと把握されてるのかどうなのかお尋ねをいたします。これが 1 点目。2 点目は、検査というのは先ほどの

お話の中で、治療は専門的なところということがありましたが、検査についてはどの医療機関でも受けれるのかどうなのか、これを教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。軽度の方の把握というのは、どうしてもちょっと難しくて、今回、制度を考えるに当たって、対象者の人数っていうのは、これまでの鳥取市の認知症の方の数値ですとか、65歳以上の方の人口ですとか、そういったところで推計をさせていただいております。それで、大体、軽度というと、本当のこの治療の対象になる方っていうのは、こういった鳥取市が今、把握している人数ではなく、それよりも前の方ということになりまして、ここも周知が大事なことだと思っているんですけども、皆さんに少しでもちょっと気になるところがあったら、検査受けていただくというような気持ちになっていただくような広報が必要かなということで、軽度の方の、ちょっと人数のほうは把握はできておりません。

それから検査ができる医療機関につきましては、どうしても専門的なお薬になりますので、限られた病院になってくると思っております。このお薬、服作用等もありますので、やっぱり専門的な機関での、限られた医療機関で検査を受けていただくという流れになると考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。お話を今、聞いておりましたら、設計については、もう今後というところが結構あるような、そんな気がいたしました。それで、検査なり及びまた治療というのは継続していくという、こういうところになりますので、先ほどから専門的なというような、そういうところが出ておりましたので、じゃあ、どこでだったら受けて治療が可能となるのかどうなのか、きちんと先ほどの西村委員が言われたように、初めにきちんと設計をしていただいて、周知を図っていただくということをお願いをしておきたいと思います。

もう1つは、この制度自身は、やはり今後とても重要な役割を果たす施策だと思っているんです。そういう意味でいうと、例えば、推計で20人ということになったけれど、20人を超えた場合、今年度ということにはならないかもしれませんが、やはり来年度その状況を見ながらさらにバージョンアップしていただくようになればいいなということを要望しておきたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。松本課長、はい。

○松本 縁長寿社会課長 すみません。はい。長寿社会課松本です。はい。すみません。先ほどちょっとお答えの中で専門の医療機関ということでお答えさせていただいたんですが、具体的には県立中央病院と鳥大、米子にあります病院になりますので、はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。私のほうからは債務負担行為のほうでちょっと質問します。63ページから福祉部のがありまして、67ぐらいと68ページまでですか。その中で福祉総合窓口、63ページは業務ということで、新たな中央包括支援センター窓口対応業務とか、託児室等の運営業務

とか入って、年間にすれば1,200万ぐらいでしょうか、アップということのようですが、私がちょっと聞きたいのは、そのずっと、その2ページ後の福部のほうですか、67ページ。このほっとスイミングプール、ふれあい会館というのがありまして、毎度のように大規模修繕が一般会計のほうで、どんどん出て補正予算で上がってる状態で、それで、この中で、債務負担行為で見たら、かなりのアップになってるわけです。結局2年～6年までの契約額プラス、コロナ支援や光熱水費支援で、それを足しても年間でも1,200万ぐらいアップになると。この根拠といいますか、これをちょっとお願いします。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。福部のほっとスイミングプールと砂丘温泉ふれあい会館の指定管理料につきましては、人件費の高騰ですとか、あと、光熱水費、修繕費などの増額によりまして、今回、前回よりも8,232万2,000円増額させていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 修繕費って毎年のように、私、福祉でこれ4年目ですけど、これずっと出とるわけです、修繕がね。それは大規模修繕いろいろ出るわけですから、コロナについても4年度、5年度、コロナのために入場者のほうの減ということはあるでしょうけど、支援や。光熱水費もあるし、そのこと言われましたけど、それにしてもちょっと額が多いような感じしましてね、これ。人件費がどうのこうの言われて、具体的には分かりますかね、その辺の占める割合。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。具体的な数字につきましては、ちょっと後ほどお答えさせていただきたいと思います。それで、今回の指定管理の指定管理料につきましては、これまでの実績等を踏まえているところがありまして、この福部のプールと温泉につきましては、毎年収支が赤字になっているというところもありますので、そういったところで今回、人件費部分と光熱水費ですね、大きなところは。光熱水費と人件費部分を増額させていただいているところです。内訳につきましては後ほど、答えさせていただきます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 すみません。確認ですけれども、26ページの上段の地域医療介護総合確保事業補助金で、この前の説明の際ですね、当初より増加した要因として3つ挙げておられて、整備費の増加と補助単価の増加と、あと1つ、ちょっと聞き漏らしたものがあって、何だったかなと思ひまして、確認です。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。地域医療介護総合確保事業補助金につきましては、改めて御説明いたしますと、事業者の整備費の増加。それから県の補助要綱が改正されて、補助単価が増額になったところでの改定がされたところによる増額。それから事業者の整備取りやめによることで、それぞれの増減を差し引いたところで、予算に不足が生じたので、このたび計上させていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。67 ページのさっきのほっとスイミングと砂丘ふれあい会館の管理運営費の大きくは光熱水費だと言われたんですけど、私もこの令和2年～5年の間に、このいろんな器具が壊れて修繕されたっていうのも覚えているんですけど、そういう大きな備品、器具、設備等の改修なんかの指定管理では賄えないようなものの修繕なんかも、こういうもんが含んでますよというようなのがあるのかなのか、どうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。大規模修繕につきましては、その都度、市と指定管理者で協議をさせていただいて、できる限りは指定管理者のほうに負担がないように市のほうで対応をさせていただいているところです。ただ、修繕につきましては、募集のときに幾ら幾らの修繕費としまして、毎年幾らを計上してくださいというふうなところで募集要項のほうつくっておりまして、例えば、今回の募集要項では令和7年度～令和11年度まで毎年度249万5,000円を計上してくださいということで修繕に備えていただくというふうな募集要項になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。それで間に合わないような大規模なものは、また、その都度組んでいくということですね。はい。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。別の分で湯谷荘の管理運営費です。これ、去年1年間キャンプカーの乗り入れだとか、バーベキューだとか、サウナ等でいろいろ収益につながることをやってみるということで去年は1年間、去年はというか、令和6年度ですね、令和6年度1年間の指定管理が出ました。それで、令和6年まだ終わってないんですけど、来年に向けて今度は5年間の募集をかけるということです。令和6年の実績とその評価をどのように見ておられるのか聞きます。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。湯谷荘の令和6年度の4月～9月本日までの実績ですが、新しい事業実施をされております。サウナ事業です。これ7月6日からスタートをしておられまして、7月はやはり広報っていいですか、事業の周知がなかなか図れなかったということで2回実施をされているところです。7月に7名が利用されております。それで、収入としては1万500円というふうなところで計上されておまして、それで、8月になると周知のほう、ホームページに載せられたりですとか、観光コンベンションのホームページにイベント情報として載せていただいたということで周知が少しずつ図られまして、8月は21名の利用があって3万1,500円の収入となっております。それで、9月につきましては14日に、今、実施されておまして、このときは25名という多くの方に参加いただいております、3万7,500円の収入となっております。それで、今後も9月21日と22日と実施される予定で予約のほうも入っているということで、サウナ事業につきましては一定の成果が出ているのかなというふうなところで見ております。

ただ、キャンプカーといいますか、大型の車両が駐車場に停めれるということで、そう

いった方の誘致を図って利用促進というところとか、あと、バーベキューですね、バーベキューはちょっと場所を貸すということで設備のほうが少し、やっぱりほかのバーベキューができる場所よりも設備が不十分ですので、ちょっとこの2つの事業につきましては、まだちょっと事業の実績がないというようなところで、もう少し工夫が必要なのかなというふうに見ております。

ただ、指定管理者さんのほうに伺いましたら、やはりこういった新しい集客事業をいろいろと組み合わせていくことで、相乗効果として湯谷荘の温泉利用、施設の利用が図られるというふうなことを実感しておられまして、市としましても同じように、こういったいろんな事業をすることで今後利用促進が図れるのではないかなというふうに考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今度の公募に当たっては、そういう事業活動ができる場所だということで、そういう中身も含めた計画を求めていくみたいなことになるんですかね。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。今回公募をさせていただきますので、新たに指定管理者になられた方には利用促進について、いろいろ自主事業としまして実施していただくということになります。それで、お話の中でこういった令和6年の取組ですね、こういった成果も出ているというようなところで指定管理者さんにお伝えして、新しい方か、継続されるか、ちょっとまだ分かりませんので、そういったところでお伝えしていきたいというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。同じく湯谷荘の関係について質問したいと思います。私、今、聞いておりましたけれど、ここの施設そのものは、例えば高齢者の人にとっては温泉に入り、グラウンドゴルフをしという、そういう活用も多くされていました。それで、私もそういうグラウンドゴルフ大会に出て、一緒に交流もさせてもらったことがあって、いい施設だなと、こんなふうなことを感じていました。

ただし、コロナ禍があって、それ以降、じゃあ、そういう利用が増えているとは思えないんです。ですから、今のお話を聞いても、何かすぐ5年ということがどうなんだろうという、ちょっとこう疑義は持っています。それで、併せて、ただ単に指定管理者に任せるではなくって、湯谷荘をどう活用していくのかという、やはりデザインづくりが必要なんではないかというふうに感じております。それで、意見としていうと、実際、あと1年間の指定にして、その間にそのデザイン、活用ということで、やはり鳥取市の社会的資源ですから、それをやるべきではないかな。そして、その後、そのデザインをきちんと持った上で、それ以降の5年間だったら5年間の指定というような形に流していくのがいいのではないかなというふうに思っておりますが、ここで5年間ということを決めた判断理由を聞きたいと思います。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。湯谷荘につきましては、令和6年度は1

年間という指定期間を少し、1年間延ばして、引き続き風土資産研究会の方に指定管理者として管理運営を行っていただいているところです。その1年間延長するということですから、指定管理者さんのコロナによって利用者数が減少していたということで、少しずつ回復傾向になっていると、それから指定管理期間である間に、いろいろ自主事業をしていただいているんですけれども、そういった自主事業もコロナの影響でできていないということで、収支のほうも少し赤が出ているというようなところで、こういったサウナ事業ですとか、新しい事業で少し利用促進を図っていかうというようなところをお話させていただいて、それならということで、市のほうで実験的にやってみましょうということで1年間、取りあえずやってみましょうということでこういった実証事業といいますか、そういった形で1年間させていただいたと、それで、ある程度やはりこういって、先ほど申しましたように効果が見込まれますので、今後の湯谷荘の利用促進という面ではすごく参考になる事業だったかなというふうに考えております。

それで、そもそも湯谷荘は5年間の期間を定めて指定管理を公募しておりましたので、そういった今回の1年間の成果を踏まえて元に戻すといえますか、5年間、この長い期間を持って新しい事業等を進めていただいて、さらにこの施設利用促進につながる事業を長くしていただいたらもっと効果が出るんじゃないかなというところもありまして、5年間というふうに戻させていただいたということです。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。思いは伝わってきます。だけれど、思いをより効果的にしようと思ったら、きちんと湯谷荘をどういう位置づけで開発していくのかというところがもっと求められていると思うんですね。そういう部分でいうと、やはりきちんとそういう会議を持っていただいて、ただ単に指定管理者に任せるだけではなくて、鳥取市としての、これをどう活用していくかという方針をきちんと定めて運営をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 戻って、福祉総合窓口業務等包括委託事業費についてです。今回4回目の業務委託ということになります。3年に1回の審査のときだというふうに思います。まず、委託業務について12業務を委託するということなんですが、児童手当業務、予防接種業務、乳幼児健診に関する窓口業務、児童手当業務は本庁と保健所の両方の窓口というふうになっているかなと思うんですけど、あとの予防接種と乳幼児健診に関する窓口業務って保健所で、南庁舎じゃないのかなと思ったりしたんですが、まず教えてください。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。この福祉総合窓口業務等包括委託の中のこの業務ですね、いわゆるこども家庭局がこの令和6年度で駅南庁舎に移ったということで、それでもこの業務が残っているというのは、いわゆる転入とか、そういったことで新しく鳥取市にお見えになった手続は当然、市民課の窓口でされることになります。そういった方々に、じゃあ、予防接種は駅南庁舎に行ってくださいではなくて、転出等の手続の際に併せて手続ができるようにとい

うことで窓口業務をこちらに残しているというような経過でございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。現在、今、説明された10業務の中で、今までの分の仕様書を見せてもらったんですが、それぞれの窓口でどういう業務をするのかっていうことが交わされているんですけど、その中で分からないこと、こういうことまでやるのかなと思ったこと、介護保険のところで苦情対応業務ありました。これは一体どういう業務なんでしょうか。それから国保のところでは保険料の説明をした後、保険料の軽減とか、減免申請っていうふうになっていたんですけど、減免や軽減に該当するかどうかっていうような、あるいは本人がそうしたいという要望とか、そういうのがないと申請には至らないと思うんですが、非常に保険料払えないから何とかしてほしいとかいうようなことがないと、そういうことに至らないんじゃないのかなと思うので、そこら辺の中身が非常に申請業務だけに限られるのかっていうふうに思ったんです。

それから後期高齢者の窓口のところでも納付相談に関する業務っていうふうに書いてあって、つまり払える人はわざわざ来ませんから、払えない人が、あるいは、うん。でも、払えない人ですね。払えない人がそういう相談に来られる、それに対しての対応っていうのがこういう、その委託業務の中でされるのかなっていうのをちょっと、する中身じゃないんじゃないかなって思ったものですから、ちょっとそこら辺について御意見聞かせてください。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。それぞれ窓口業務を管轄している課長のほうでお答えをさせていただきます。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。岩永議員よりお尋ねの3点のうち、国民健康保険の減免の申請のことと、あと、後期高齢者医療の納付相談ということで、窓口では申請を受け付けたりであるとか、来られたお客様がこういったことで申請をしたいというようなことで書類を書いていただく業務がありますが、実際には複雑な内容につきましては職員が出ていきまして、具体的な相談等も、お話を伺ったりというような対応しておりますので必ずしも全てを窓口の方だけにさせていただいているということではありません。以上です。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。現在の仕様書につきましては、窓口業務として苦情対応業務がありますが、はい。この内容につきましては、窓口でまず委託業者の方がどういった苦情なのかというのをお聞きした上で職員のほうにつなぐということで、苦情自体にお答えするというようなことではなくて、引継ぎをしていただくというような業務になっております。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。今のちょっと補足をさせていただきます。例えば介護保険で何らかの苦情、来られた方に関しては、例えばその介護保健料のことなのか、いわゆる認定のことなのか、いろんな想定される中で一旦どういう内容かということをもまずは窓口の委託

業者のほうに聞いていただいて、それをそれぞれ今度は職員が、担当がおりますので、担当が出るというその引継ぎということで理解をしております。ですので、相談内容に直接委託の業者さんが対応して解決を図っていくということではないということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。引き継いでくださるんですけど、結局、窓口で市民の方は中身を話をしないと何で来たのかっていうのが分からないので、分かりました、そういう中身でしたら職員に変わりますって、また職員にもう一遍話をして思いの丈を話されるということになるんだと思うんです。それで、本来のサービスにつなげるとかね、対応につなげるっていうことなんだろうなって思うんです。福祉の窓口ってそういう何か線が引けない部分っていうのがあるというふうに私は思います。

それで、今回、中央包括支援センターの業務、窓口対応業務が加わります。それで中央包括支援センターの職員さんに大体どんな相談窓口対応、今ですよ、あるんですかって聞いたら、介護保険のこともありますし、介護保険のサービスのこともありますし、あるいは苦情や虐待の中身もありますし、高齢者等多岐にわたる相談を私たちは受けておりますっておっしゃいました。本当にそうだというふうに思います。部長が質疑のときに介護予防教室等の内容説明やその申込書記載支援、事務的申込受理、一旦基本情報を収集することで包括の職員に引き継ぐ。まさにそうだと思うんですけど、一旦必要な基本情報を正しくつかむということが職員の仕事じゃないかというふうに思うんですよね。聞いたことを窓口の委託の職員さんから聞いたけども、包括の職員さんはそれを取り巻くいろんなことを聞いていかないと問題の解決にならなくて、もう一遍そのことの真意を確認するだとかいうこともあると思います。

基本情報を正しく収集するところからが私は専門性なんじゃないかなというふうに思うんです。それでもう1つ、それは私の意見ですけど。部長が複数分野の業務に対応できるように、繁忙期に柔軟に対応できるようにするというふうに言われました。具体的にはどういう働き方をするということなんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。繁忙期等で柔軟なという意味は、例えば今12の業務を予定してるんですけども、一応委託先にはそれぞれの業務を担当する委託の職員さんということで配置はしますが、時期的なものとか、時間帯とかでそれぞれ忙しい業務があったり、そうでない一定の人数がいればできるとか、イベントであったりとか、そういうときに増えるところだけを忙しいから人数を増やすだけだと、もう、どんどんどんどん人がいっぱいいるっていうことになるので、それぞれの担当している、担当っていうことは、一定は決めていただくんですけども、複数の業務に対応できる職員さんを育成してくださいと、それで忙しいときにはこちらの今担当だった職員さんが忙しいほうの業務に回っていただいて応援ができるとか、いったようなことも可能になるようにしてくださいということをこのたびの仕様には新たに書き込ませていただこうというふうに思っています。

これは、例えば委託金額には関係ないことになるんですけども、例えばこの感染症等で職員さんがやっぱり休まれたりとかすることも今後あり得ます。そういったときにも委託の職員さ

んの中で、そういった応援体制が組みやすくなるといったようなことで、複数の業務がマルチにこなせるような育成をしてくださというように、このたびさせていただこうかなというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。私たち議員も福祉保健委員会でいろんな福祉制度の審議をさせていただくんですけど、なかなか本当に奥が深くって、それぞれ本当に大変な制度を使ってお仕事をされるということになります。それで、雇う側からするとマルチについていうそれは分からないことありませんが、何でもできるようになってほしいなとは思いますが、福祉の仕事のつていうのは、やっぱりなかなかそうは簡単にはいかないなというふうに思います。併せて、中央包括支援センターの窓口業務つていうのは、私は何を相談しに、実は何を相談しに来たか分からんけど、ちょっとそうやって私が言うといけんのかな。

◆坂根政代委員 どこに相談していいのか分からんけど、来たってことですね。

◆岩永安子委員 そう、そう。

◆星見健蔵委員長 質問内容まとめてください。

◆岩永安子委員 はい。老人ホームの手続をしに来ましたって仮に言われたら、老人ホームの申請書を出したらいいのかと、老人ホームすぐにも入れないので、そんなことができる、それだけで済まないじゃないですか。それまでにいっぱいいろんな制度を活用してもらったりしないといけないわけで、そういうことの相談に乗るところなので、なかなか中央包括支援センターの窓口業務、部長が言われたようなこういうものだけとかいうようなことで新たに。ただでさえ福祉の窓口業務つていうのは、委託じゃないほうがいいというふうに思うし、その中に中央包括支援センターの窓口業務を入れるつていうのは、私はするべきじゃないなつていうふうに思います。すみません。以上です。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課の松本です。中央包括支援センターの窓口業務、今回委託に出させていただいている業務につきましては、窓口に来られた方の基本的な情報、お名前ですとか、お聞きできた場合になりますけども、お名前お聞きしたり、それから相談の、どういったことを相談に来られたかというようにところを聞いていただいて中の職員につないでいただくというように業務を想定しております。この業務を委託するに当たりましては、相談に来られた方が初めての方ばかりではなく、何度も来られてるといいますか、何回か来られたりしてる方とか、あと、各地域にあります包括支援センターのほうでも窓口で相談受けている方ですとか、そういった窓口に来られた方の基本的なこれまでの相談内容つていうものを窓口に出るまでに情報を端末のほうで確認した上で、その方が今までどういった相談に来られて、今回はこういった相談に来られてるつていう、同じような内容の相談で来られることもありますので、そういった、それまでの相談内容、それから市が対応としてお答えした内容、そういったところを早めに確認した上で、窓口のほうに出て的確に、相談に応じたいというふうなところがありまして、今回委託業務として出させていただきました。

それで、これまでは窓口でつないでいただいて1回本人さんのところにお伺いして窓口で対

応した後、基本的な情報お聞きして、その窓口で待っていただいて、それまでの相談内容等確認していたということでお待ちいただく時間等もかかっておりました。そういうところの短縮にもなるのではないかなということで、今回、委託業務のほうに追加させていただいたところ  
です。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。同じく福祉総合窓口業務包括委託事業費について質問したいと思います。  
質問をしようと思ったのは、中央包括支援センターの窓口対応業務が新しくなりました。託児  
室等の運營業務及び福祉総合窓口業務というのが新しくなりました。ですよね、先回の説明で  
はその2つが新たに加わったという、こういう事業だったと思います。それで、実際どうして  
これを新たに追加したのかということをお聞きしようと思って、先ほど松本課長のお話で中央  
包括支援センターのことは分かりました。じゃあ、託児室等運營業務及び福祉総合窓口業務を  
新たに加えられた理由を教えてください。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 すみません。まず改めて、新たに加わったのは、中央包括支援  
センターの窓口対応業務と託児室等運營業務、この2つで、ごめんなさい。書き方が続けて及  
び福祉総合窓口業務って書いてありますけども、これは以前から、従前からものですので、託  
児室等の運營業務、これについて経緯をお話させていただきたいと思います。まず、この託児  
室の運営につきましては、現在直営でパート職員を4名ローテーションで常に託児室に1名と  
いった職員が配置できるようにということで、今は直営で管理をしております。

ただ、ここのところの利用実績多くても1日2人とかいうような利用でございまして、まず  
はそういった効率面から考えて、いわゆる託児室に職員さんが待っているんだけど、利用が  
1日2人ほどしかないという効率面考えてどうしたほうがいいかなというようなこともござい  
ました。あと、昨年までは、こども家庭局が本庁舎にいました。それで、先ほどの4名の職員  
さんも突発的に休まれないけなかったりとかして、半日いわゆる穴が開いてしまうような  
ことも起こったときに、今まではこども家庭局の保育士資格を持った職員さんがいらっしやっ  
たので、臨時で応援ができたということがございました。これが駅南庁舎に移られた関係  
でそういった応援ができる職員さんがいなくなったということで、そういった事態が生じた  
場合は、今は駅南庁舎からわざわざ来ていただいているというような実態が、今現在生じており  
ます。

そういったことを総合的に考えまして、包括委託の中で十分できるんじゃないかというよう  
なことを考えまして、来年度からこの福祉総合窓口の包括委託の中に新たに加えたいというふ  
うに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。とすれば託児室については、保育士資格を持  
った人を雇っていただく、そういう質を落とさないと、こういうことになってるかどうかお尋  
ねします。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。今現在は保育士の資格ということを書いております。それで、次の仕様書の条件としては、保育士資格もしくは看護師資格を有する者、または子育て支援員研修を終了した者ということでさせていただこうというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。新たな2業務が加わって、大体ちょっと計算をしますと年間1,200万ぐらい指定管理料が増えるようになっているようです。これは人件費だと考えたらよろしいってことでしょうか。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。ここ近年の、いわゆる平均賃金等も上がり幅が多いってことで人件費のアップ、あと、それと諸々の必要経費というものも、やはりこの物価高騰ということもあって少し上昇させていただいております。ただ、全体のその業務量といたしましては、この2つの業務が新たに加わったんですけども、ほかの業務につきましては、質疑の答弁の中でもお答えさせていただきました。増えた業務、廃止になる業務とか細かく言えばあるんですけども、総トータル的には変わらないということで、業務量としては横ばいにはなるんですけども、その人件費等のアップというものがやっぱり大きいということで積算をさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。先ほどの寺坂委員からの御質問にお答えさせていただきたいと思います。福部のプールと温泉ですけども、それぞれ今回2施設の合計になりますけども、4,645万8,000円、それから光熱水費につきましては3,429万7,000円を内訳としております。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。人件費が4,645万8,000円ということで、これは5年の分でしょうし、これは何名で行っておりますか。といいますのが、コロナ支援、光熱水費、こう支援をしなから合わせて4,200万の分が5,300万ですか、管理料も含め全体がかなり年間上がってるんでして、先ほどの話では、249万円が修繕費だと、あと人件費がちょっとがぼで言われましたけど4,600万、上がり分ってというのがちょっと分かりにくいですけどね、4,645万8,000円が、前後が分かれますかね、4,645万8,000円の前は、その差額は。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。人件費につきましては、前回は4,229万6,000円です。光熱水費につきましては前回は2,542万円になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。あんまり細かく聞きますけど、要は400万ほど、420万ほど人件費が上がったということのようでした、全体的にコロナ禍の光熱水費もずっと増額した中での差引き

で1,300万ですから、年間にすれば100万ほどですか。5年が400万ぐらいでというのは1,300万ぐらい上がったというのがちょっとあんまり分かりにくいですけどね。指定管理料の大枠が、よその指定管理やいろいろ比べても、それと人数がまだ、人件費の人数もちょっと出てませんし。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 緑長寿社会課長 はい。今回の指定管理料の算定におきましては、ほかの施設も同様ですけども、人件費の増額部分とそれから光熱水費、物価高騰による光熱水費の増加の部分、それから施設によりますが修繕費の増加部分ということで、長寿社会課所管の指定管理の施設については指定管理料を算定しております。その職員の数につきましては、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、今までの5年間の指定管理料の指定管理者の収支を見ますと、特にこの福部の温泉とプールにつきましては、収支の赤がすごく大きくなっております。光熱水費やはりプールと温泉ですのですごく影響を受ける施設となっております。利用者数はコロナの時期よりも両施設とも回復傾向なんですけども、やはりこの光熱水費というところ、温泉ですと衛生面とかいろいろ基準もありますので、そういったところで光熱水費が大きくなっております。収支のほうは赤になっているということで今回、人件費につきましては全国的な傾向で人件費単価が上がっておりますので、それに対応した額で増額をしておりますし、この光熱水費につきましてはやはりこれまでの光熱水費の実績を基に増額をさせていただいているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。なかなかちょっとしつこいようなんですけど、光熱水費は補正、補正で上げてきとるわけですね、600万、700万とか年間でも。その答弁の内容がなかなかちょっと分かりにくいです。指定管理料、赤字だからどんと上げましたと、光熱水費ももう補正で見たりしてますよ、修繕費もほとんどあるわけです、260何万40万ね、大型修繕も上げると補正でどんどん。それで、人件費も僅か100万円、仮に3人、4人にしても僅かですね、今の人件費のアップ率で見れば、だけ、その経営のやり方といいますか、ちょっと疑問残るような感じもあるわけですけどね、その辺の。ほかの施設と比べての話ですよ、指定管理料の、極端に図抜けてぼーんと年間1,300万どかっと上がるとというのが5年間でね、4,000～5,000万上がるとというのがその辺がちょっと疑問かなと思ったんですけど。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 緑長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。光熱水費の物価高騰に対しましてのコロナの交付金等4年度、5年度と指定管理者のほうに交付しておりますが、それでもこの2施設につきましては、収支が赤になっておりまして、その交付金でも賄えないぐらい光熱水費の物価高騰の影響を受けているという施設になっておりまして、そういったところを加味して、やはり指定管理者で公募させていただきますので、応募者がいないということにもなりかねますので、そういったところを踏まえまして、今回ちょっと増額をさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 これ要望ですけど、あくまでもその辺の利活用、多くの入場者やその入場料も入るわけですので、維持管理費もきちとした分である程度整備されとるんで、そんなには必要ないかなと思った、ほんの通常の維持管理程度だと思いますんでね、修繕も僅かで。健全経営を十分長寿社会課ですか、その辺の指導もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。同じくこの砂丘ふれあい会館、ほっとスイミングと、ここのことについてですが、これはちょっと要望ということで申し上げたいんですが、先ほどの湯谷荘のこととも絡みますけれど、実際、鳥取砂丘は、今、観光というところで大きな開発エリアになっています。それで、ホテルは高級感を出すというこういうところですが、このほっとスイミング自身は、やはり町民や市民がより使いやすいものとして赤字だけれど、やはりそういうメリットを持って鳥取市が指定管理なされていると、こういうふうに理解をしているんですね。とすれば、じゃあ、観光地としてよりじゃあ、市民や福部の周辺の方だけではなくって、観光に來た方もやはり使えるような、そういうような施設にどうしたらなるのかということが、今後この施設を維持そしてまた、存続させていくためには欠いてはならない課題ではないかと思っていますので、その辺をこの指定管理の間にきちんと市として方針を出していただければありがたいと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 要望ということですね。

◆坂根政代委員 はい。要望です。

◆星見健蔵委員長 はい。そのほかよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい、それでは以上で質疑を終了、はい、松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。先ほどの寺坂委員からの質問で、福部のプールと温泉についての職員数です。プールのほうからいきますと、支配人が1人、正社員が2人、アルバイトが12名ということで合計15名です。それから温泉のほうです。温泉会館ですが、契約社員がお二人、アルバイトが13人、それで、合計15名となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 私はこの福祉総合窓口業務、これまでもやってきている業務ですけども、やっぱり中央包括支援センターの待ち時間短縮のサービスよりも、やっぱりしっかり話を聞いてもらって、ちゃんとサービスにつなげてもらうということの満足感のほうが中央包括支援センターとしての役割として大事じゃないのかなというふうに思います。福祉総合窓口委託業務について私は反対です。

◆星見健蔵委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。それでは以上で討論を終結します。これより議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第94号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第94号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）につきまして質疑を行います。委員の皆様で質疑ございますか。よろしいですか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 佐治の診療所のね、オンライン診療の予算なんです、これはタブレットを持って診療に行くというイメージを持てばいいのか、そこら辺のタブレットの使い方、それから回線工事でどういうふうなことが可能になるのかということをお教えてください。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。岩永委員よりお尋ねの佐治診療所のオンライン診療におきまして、まず、タブレットの活用ですが、これにつきましては、診療所に医師がいる状態で、例えば高齢者の方で自宅からオンライン診療を受けられる際に、御自分でパソコンであるとか、スマートフォンの利用も難しい方もいらっしゃると思いますので、そういった場合には看護師がタブレットを診療所から持参をして患者様のお宅にお伺いをして、そこから診療所にいる医師とオンラインでつないで診療をするというような活用を今のところは考えております。

また、もう1つはインターネット回線の回線工事のことですが、まず、佐治診療所には現在、インターネットの回線自体はきておりますが、医師のオンライン診療に使う、今回要求させていただいているパソコンにつなぐために回線を延長する必要性がありまして、その工事のための費用です。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今後、診療所と病院をつないでいくとか、何かそういう診療所の診療がよりの確に、あるいは早くというようなことは考えてはいませんか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。岩永議員が、すみません。質問の意味をもう一度確認させてください。今後、このオンライン診療で早く診療につながると、

◆岩永安子委員 病院と。

○池上朱美次長兼保険年金課長 病院と。すみません。はい。委員長。

◆星見健蔵委員長 はい、池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。病院というのは、例えば市立病院と佐治の診療所ということですが、これはまた、今のところは考えておりません。まずは地域の皆さんが診療に来られやすくするとか、来られにくい方の診療を受けていただくための手段ということを今、考えておりますので、市立病院とつないでということは今の段階では考えておりません。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆星見健蔵委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第94号令和6年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第95号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）について質疑・討論・採決）

- ◆星見健蔵委員長 次に議案第95号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）につきまして質疑を行います。本案につきまして委員の皆様で質疑ございますか。岩永委員。

- ◆岩永安子委員 93ページの下段、介護給付費準備基金積立金です。今回、1億9,471万円介護保険の使った分が残って積み立てると、それで、積み立てた結果、26億4,000万に介護保険の基金が積み上がりましたという理解で、まず、いいですか。

- ◆星見健蔵委員長 松本課長。

- 松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。委員おっしゃるとおり、このたび1億9,470万9,991円を積み上げて基金残高が26億4,009万3,000円になったということです。

- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。

- ◆岩永安子委員 ということは、以前、共産党金田議員の質問に、市長が給付費の5%残したいって、それがいいことではないと思うんですけど、たくさん残し過ぎたという理解でいいですね。

- ◆星見健蔵委員長 松本課長。

- 松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。すみません。先ほど私、基金残高を間違えて回答させていただきました。5年度の基金残高に今回の補正額を積み上げて、28億3,480万3,000円が基金残高です。はい。それから、基金に積み上げているお金は余ったというものではなくて、介護給付費の適正な執行ですとか、そういった事業の適正化に取り組んだことによる成果で保険料のほうで、収入額が事業費に充てた分よりも残金が出たということで積み上げております。

今後、介護給付費等高齢者の人口が増加していく中で、増加するということが見込まれております。今回の保険料の改定で保険料も少し下げさせていただいたということで、今後の給付費の増大に備えるものとして基金を積み立てていただいているところです。はい。以上です。

- ◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第95号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）につきまして採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第 103 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、この件について質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 まず、103 号の施行日、この条例の施行日は 12 月 2 日からとなっています。12 月 2 日となっているのはなぜですかということと、併せて交付日はいつですか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。施行期日が令和 6 年 12 月 2 日となっているのは、健康保健証が廃止される日ということで 12 月 2 日にさせていただいております。ただし、この今回の条例改正には 2 点ありまして、保険年金課が所管する部分につきましては 12 月 2 日が交付日となりますが、生活福祉課に所管する部分につきましては、生活福祉課長のほうよりお答えいたします。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 生活福祉課の所管する部分につきましては、施行日は交付の日ということ。

◆星見健蔵委員長 12 月 2 日か。

○西垣隆司生活福祉課長 いえ。議決をいただいた日以降となります。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。国民健康保険の関係のほうは、現行の健康保険証が廃止になる 12 月 2 日ということです。それで、先日もマイナ保険証を病院の窓口で出してトラブルがあったって、長いこと待たされただけがって言われた方がありました。健康保険証の廃止ということについては、私は反対ですので、この 103 号については反対します。

◆星見健蔵委員長 討論じゃないですよ。

◆岩永安子委員 すみません。

◆星見健蔵委員長 質疑ですよ、今。

◆岩永安子委員 質疑ですか。はい。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。現行の健康保険証廃止に伴う条例改正ということですので、現行の健康保険証廃止に反対の立場です。この条例改正には反対します。

◆星見健蔵委員長 そのほか討論ございますか。それでは以上で討論終結します。これより議案第 103 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 秋山さん、挙げとる手か、半分ぐらい挙がった。秋山さん、103 号ですよ、早くしていただけないでしょうか。はい、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。賛否同数であります。よって委員会条例第 15 条第 1 項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。委員長は賛成といたします。よって、議案第 103 号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

**議案第108号鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）**

◆**星見健蔵委員長** 次に議案第108号鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを質疑を行います。本案に委員の皆様から質疑ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。質疑というか、もう一度説明を求めたいというふうに思います。先般の説明のときに、資料2といただいた説明資料の7ページ、施行期日等のところで、この条例そのものは令和7年4月1日の施行ということでも可能なんだけれど、令和6年の10月1日からにしたい旨の1日だったかどうか、ちょっと確定でないかもしれませんが、10月からにしたい。それはこれを早くすることによって周知を図っていきたいからというような説明だったと思うんですが、改めてなぜ早めるのかというところの説明をお願いしたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** 松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。この条例の施行日ですが、これはそもそもが、国の介護保険法施行規則の改正に伴うものになっております。それで、これは、この改正は令和6年の4月1日に行われておりまして、それで、その中で、それに伴う関係省令等も改正をされております。それで、その中でこの市町村が定める条例改正につきましては、令和7年の4月1日までに改正をするということで規定が盛り込まれました。ですので、すみません。説明がよくなかったと思いますが、早めたというのは、令和7年4月1日でいいところを今回の議会に上程させていただいたところでは、そこではなくて、6年の4月1日から国の法律のほうが施行になっています。それで、そのことについての周知、今後、変わりますよと。包括支援センターの皆さんにですとか、関係する事業者さんとかに、今後、こういったふうに基準が緩和されますよということを周知を図る機関として、法律が改正された令和6年4月1日ではなく、それよりも1年間の猶予が、条例の施行日まで猶予が与えられましたので、その令和7年4月1日を待たず、周知を図れた今回の議会に計上いたしまして、条例改正をさせていただこうと。それで、今後、この条例改正がされた後は、この基準に基づく運用が始まりますので、実際に今後、運用していくに当たって関係機関等と協議をしながら、実際に必要になったときにはこの基準を適用して包括を運営していくということになります。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、坂根委員。

◆**坂根政代委員** ちょっとよく分からないです、申し訳ないですけど。実際、その令和6年の4月1日からもう法改正は国で行われており、行われたということをもって、実際、ほぼい

んな関係者の方々は、多分その法令については今までのこの半年の間、周知をするという機会があったというふうに思いますし、併せて福祉部のほうでもそういうことを行っているというふうに推察をします。

ですが、実際、先回の説明の中で8ページに関わる問題で言うと、じゃあ、鳥取市としての状況については今後、検討していくと、こういう段階だったわけですね。それで、じゃあ、そのシミュレーションができていないという、今、段階だというふうに思っているんです。ということで言うと、令和7年の4月1日までにつくればいいものを、なぜこの、じゃあ、10月でつくりたいというふうに思ったかという、この判断がよく伝わらなかったんです。はい、お願いいたします。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。その判断といいますか、この時期にした理由ですけれども、この基準の適用するに当たりましては、運営協議会という、包括の運営協議会の皆様との、今後鳥取市でこういった場合はこの基準を適用していこうですとか、地域の実態に合った職員配置どういうふうにしていこうというような、具体的な運用面での話を今後は進めていくことになります。それで進めるに当たりまして、やはり条例改正がされてない状態でそういった具体的なお話しもできませんので、令和7年の4月1日までにそういった体制を整えるといった意味もありまして、今回この時期に条例を変えさせていただいて、実際、鳥取市はこういう基準を設けて今後運用していくんだよということを明らかにした上で、具体的な対応等検討していこうということで、このたびこの議会に上程させていただきました。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。今の答弁でそのことが理解できました。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 この包括支援センターの仕組みっていうのはね、第三期介護保険事業計画のときに、日常生活圏域中学校区というふうに位置づけて、それぞれの圏域に応じた施策の展開、地域包括ケアシステムをつくっていくんだということを掲げて、ようやく基幹センターとしての中央包括支援センター、それから10か所の地域包括支援センターを、私は直轄でやればいいと思ってましたけど、民間委託で10か所できて、ようやくこの構築できたわけなんですよ。それで、包括支援センターを中心にしてそれぞれのところで運営していくっていうのは、私は、鳥取市は大事にして取り組んできたことじゃないかというふうに思うんです。それで、これから運営協議会に鳥取市がこういう立場で臨むっていうのは、私は今まで取り組んできたことを投げ出すような姿勢じゃないのかなって思います。

それで今期の第9期の介護保険事業計画つくるに当たって、令和4年の11月14日～12月15日にかけて、9月30日時点で65歳以上である介護保険を利用していない高齢者の方々に対して、健康と暮らしの調査というのをやっています、鳥取市がね。それで、その中には市独自の調査項目をつくって、地域包括支援センターを利用したことがありますか、利用したことはないが知っていますか、知らないっていうふうに独自の項目を決めて聞いておられるんです。な

ぜ、独自の項目の中にこの項目を入れたのかっていう、その思いをね、松本課長のときにつくったわけじゃないんだけど、やったわけじゃないんだけど、私は非常に独自の項目をつくって、市民の方に地域包括支援センターを知ってほしい。地域包括ケアシステムを大切にしているがための質問じゃないのかなっていうふうに思うんですが、担当課長はどう思われますか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。はい。地域包括支援センター、皆様に御利用いただけるようにしていただくということ、意味も込めてそういう設問を設定したと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 そのときの調査結果が全ての年代で、65歳以上の年代で、利用したことがあるっていうのと知っているっていう人が53.5%～54.6%しかなかったんですよ。これについてはどういうふうに受け止められますか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。包括支援センターというものの、この名称ですね、その辺、名称を御存じなかったというような方もおられるとは、ですので、施設自体、そういうセンターの業務といいますか、御利用されたことはあっても、その包括支援センターというものの、この名称が御存じなかったとか、そういった方も含まれているのかなと考えるところです。

包括支援センター、御利用いただくためにいろいろと周知を図っていきながら進めておりまして、引き続きですけども、御利用いただくためにパンフレット等作りましてPR等もさせていただいているところです。はい、以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 地域包括支援センターが高齢者やその御家族の方のいろんな相談事に乗る大事な支援センターで、それで、なおかついろんな関係者との関係機関、システムつくっていくといつかね、そういう要になるところだというふうに私は認識をしています。となると、そういうところの、今、常勤3人、保健師さん、主任介護支援員、ケアマネジャーかな、3職種が常勤でおられるっていうのが本当に大事な役割を果たしているんだと思うんですよ。それで、例えば常勤換算ですけども、複数のセンターで圏域をその中で人材をやりくりするなんていうのはね、鳥取市の地域包括支援センター、例えば私の住んでる高草なんかは、江山とそれから吉岡と明治の区域、広い区域を対象としてまして、それが周りの湖東だとか、あるいは北だとか、そういうところと一緒に職員のやりくりをする、カバーをするなんていうようなことは現実的でないというふうに思うんです。結局そういうことを可能にする柔軟化ということなので、というふうに思うんですが、どう思われますでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。今回のこの職員配置の柔軟化につきましては、包括支援センターの業務がきちんと適切に運営されるということが大きな目的となっております。そのための人材確保といいますか、人材を有効にとといいますか、活用して、それぞ

れの地域における実態に合わせて必要な専門職を配置していけるということで、柔軟に配置ができるようにしているところです。

委員おっしゃられるとおり、包括支援センター、重要な任務をさせていただいておりますので、そのセンターの運営が困難な状況、できない状況に陥らないための緩和だと考えておりますので、決してどこかの地域で専門職がいるのにいないとか、そういうふうな状況にはならないための改正だと考えております。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 説明資料の8ページお願いいたします。まず、ここの上から三角の矢印の下介護保険法施行規則の改正というところがありますね。ここの中で現行の配置基準は存置しつつと、こういう表現があります。この意味合いとしては人数のことなのか、さっき岩永委員が言われた職種ということでプラスアルファをするということなのか、まずこの理解について教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。現行の配置基準といいますのは、3職種ですね、保健師、社会福祉士、主任介護専門員、この方たちをお一人ずつ3名、常勤で配置をするということとなっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。しつつですから、ただしその後を見ると、3人は、その3人という人数そのものは、これちょっと見ると、これは変わらないけれど中身は変えていいよと、こういう読替えができますよね。こういう理解で、今、条例改正をしようとしてるというふうに思ったらいいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。今回の条例改正につきましては、これまで、例えば3つの圏域に分けて包括支援センターを職員配置基準に基づいて設置をしていたところを、圏域をまたがないで3つを1つの圏域として考えて、これまで配置していた職員と同じ人数、専門職の数をこの1つのものの中で配置するということになります。それで、実際1つの圏域になりますので、それぞれの圏域の中で最低2人は専門職を置くという基準となっておりますので、この8ページの右側の表を見ていただくと分かるように、2人は必ずおられます。それでもう1つ上の、一番上の包括支援センターには、ここは専門職がたくさんいる業務が多いということで4人配置しておられて、もう1つの一番右側のところは、権利擁護などと、事例が書いてありますが、そういった地域の実情に応じて専門職を手厚く配置していると。それで今までの全体の圏域と同じように、職員の専門職さんは配置をするという改正になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。大体国の文書って分かりにくいですね。本当に紛らわしいところが結構あるなというふうなことを思いますが、この真ん中の図を見ると、今まではA地域、左図というとA地域、B地域、C地域って、本当に福祉の施策って小さい管内でやはりこのきちんと

相談に応じて、きちんとやってあげるとというのが、私はやはりとても大事なことだというふうに思っているんです。しかし、それをA市だったらA市という形で広げての配置基準を考えていくと、こういう体制になるわけですね。ですから、人数は変わらないけれど、そのAだとかBだとかCだとか、それぞれの地域が求める、または地域で必要とされている職種をよりそこに配置ができていくという条例改正だというふうに思ったらよろしいという理解ですね。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。坂根委員おっしゃるとおりでございます。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。おとといの共産党の伊藤幾子議員の質疑でありましたが、じゃあ、常勤換算方法によるというふうにありますけれど、これは非正規が増えるということではないという、こういう、非正規が増えるという可能性はありますかだったかな、そういうこの常勤換算の意味合いということ、もう一度ちょっと教えていただけますか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。常勤換算方法というのは、部長も答弁で申しましたとおり、常勤の職員が何人働いておられるかというふうに換算する、簡単に申しますとそういう方法になるんですけれども、例えば1人常勤職員が必ず勤めなければならない職場がありましたら、そこを0.5人分の時間働く職員さんを2人置いて1人とみなすというような方法になっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 次の質問です。左側のA市の下に圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続をする場合、センターの効果的な運営に支障を来すということで新しいことが考えられたんですが、じゃあ、人材確保が困難な状況というのは今鳥取市にあるのかないかお尋ねいたします。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。現在の鳥取市の包括支援センターにおいては、人材確保ができています。状況です。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。とてもちょっとシビアな話なんですけれど、例えば条例制定ができなかった場合、国からの交付金は下りますかどうかですか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 長寿社会課松本です。この介護保険法の規則改正に伴う交付金についての情報等は今のところ国のほうから来ておりませんので、その点についてちょっと不明確な状況です。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。先ほどちょっとシビアな質問をさせていただいたのは、国のほうでは令和7年4月1日までに必ずこれは施行するようにと、こういうことがあるということなんですけれど、やはりまだまだ市民の側で言うと、これ致し方がないかなと思

いつつ、やはり市民の側で言うとかあんまり広域になり過ぎて、相談をした、じゃあ、その相談がどこで統括をされて、統括者が例えば広域になった場合、複数の包括支援センターが関わるようになった場合、どこが統括者としてなるのかということも明瞭でないがゆえに少しちよっと不安があったので、これ条例改正というところが間に合うかどうかどうだろうかというちよっと不安がありまして、質問をさせていただいたとこなんです。それで、じゃあ、その複数の包括支援センターが関わる場合になったときの統括者はどこになるわけですか、教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。それぞれ鳥取市の場合は包括支援センターを委託いたしております、それぞれの法人さんが今は運営をしていただいています。今後こういった形になったときに、どこかの法人が管轄をするということは、今のところは想定しておりません。その役目は中央包括支援センター、基幹包括センターとしてやはり中心となって調整等していこうかと、今の段階ではそういうふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今回の段階で言うともうかもしれませんけれど、やはり包括センター任せっていうことではいけないと思います、私。だからこそ、運営協議会でしっかり規定をつくらないけんのではないのでしょうか。そのじゃあ、規定をつくるのはどこなんですか。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。市が必要と認めるときに、この地域支援運営協議会に意見を求めるということでしております。それで、基準をつくるに当たってもこの運営協議会と協議をしながら決めていこうと考えているところです。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。とすれば、やはり素案は鳥取市が考えないけん、と、こういうことですよ。とすれば、例えばいろんなケースを想定しながら、こういうことは運営協議会にかけること、そしてかけなければならないこの複数にわたる場合、ここは誰がどういう責任性を持って手配をしたりとか、どういう情報網を持って連携をきちんとできるようにするのかとか、こういったことをきちんとやはり分かるように素案づくりをし、そしてそれを運営協議会にかけていただいてよりよいものにし、そこできちんと対応ができるように関係機関の方、そして市民にもきちんと周知をしていただくよう要望しておきます。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。はい、それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 鳥取市が地域包括支援センターを大事にして、日常生活圏域のいろんな高齢者の相談窓口として位置づけてやってきた経過があります。それで、今は人材確保ができていたということでしたけど、この資料の右のA市のような配置状況に仮にどこかの包括支援センターがなつたと、必要だということになったとしたら、やっぱりそこで働いてる今まで3人おっ

てやっと思った人たちは過重労働になるわけで、やっぱり3人いなきゃならないというふうにこれまでやってきた、やっぱり高齢者増えていくばかりですし、これはやっぱりそれを崩してしまうというようなことは地域包括ケアシステムを大切にするという立場を投げるものではないかというふうに思いますので、私は反対です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか討論ございますか。よろしいですか。それでは以上で討論を終結します。これより議案第108号鳥取市地域包括センターにおける包括的支援事業の実施に関わる人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆**星見健蔵委員長** はい。挙手多数でございます。本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。正午を超えてしまったですけども、いかがでしょうか。まだまだ、

◆**岩永安子委員** まだまだですね。

◆**星見健蔵委員長** 議案審査もあります。採決もありますので、もう、まだまだ、どうせ午後からということになるので、以上で午前中はちょっとこれでしまわせていただいて、午後1時5分から再開をさせていただくということをお願いしたいというふうに思います。

午後12時5分 休憩

午後1時4分 再開

◆**星見健蔵委員長** それでは福祉保健委員会を再開します。

#### 議案第109号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆**星見健蔵委員長** 議案第109号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 第22条はここに書かれてる限定的な場合に最長で、今、6か月の猶予だけど、1年に徴収猶予ができるように定めるってということで、これが、こういう場合ということが限定されているというふうに理解していいですか。併せて25条は、これは保険証廃止に伴って変更が必要という理解でいいか、2つお願いします。

◆**星見健蔵委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。岩永議員より2点お尋ねでして、1点目の改正内容、今、資料2を御覧になっていらっしゃると思いますが、資料2のところに書かれているこういった方、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りのない方が急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合において、国民健康保険の被保険者であり、かつ一定の負担能力があると見込まれる方というような場合に限定したもので間違いありません。

あと、2点目のほうで第25条関係ですが、これは現行の健康保険証が廃止されることに伴って、国民健康保険法のほうが改正をされるというところで、その規定が削除されるために鳥取

市の国民健康保険条例についても同様に整理するものでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほかよろしいですか。それではこれで質疑を終了します。討論ございますか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 今、説明があったように、現行の健康保険証廃止ということに伴って、国民健康保険法を変えるということで現行の健康保険証を廃止をするということで条例改正ということですので、現行健康保険証廃止に反対ですので反対します。

◆星見健蔵委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。それでは討論を終結します。これより議案第109号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第113号鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第113号鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを質疑いたします。本案に質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 別表第1のところで、等と、2と3のところに資格確認証等とあるものの等は何ですか。併せて113号は県の後期高齢者医療広域連合規約の変更なんですが、全ての市町で行われるのかっていうこの2点お願いします。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。まず、議員がお尋ねの資格確認証等というのは、資格確認証以外に、すみません。ちょっと待ってください。すみません。委員長。

◆星見健蔵委員長 はい、池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。資格確認証とそれから資格情報のお知らせ、これはマイナンバーカードをお持ちでない方に送付させていただくものです。それからこれは今回の鳥取市でもこの規約の変更について鳥取市議会のほうへ提案させていただいておりますが、県内の全ての自治体において同様にされているものと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 資格情報のお知らせはマイナンバー確認証を持っていない人、マイナンバー保険証を持っていない人、資格確認証は確認ですね。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。すみません。資格確認証はマイナ保険証を持ってもらえない方に送付するものでして、資格情報のお知らせはマイナンバー保険証を持ってもらえる方、マイナ保険証をお持ちの方に送付させていただくものです。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 マイナンバー保険証を持ってるけど、資格情報のお知らせが来るというのはどういうことを想定してですか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。マイナ保険証をお持ちの方であっても、医療機関のほうでカードリーダー等が設置、おおむね設置されているんですが、中には設置できない医療機関もあったりとか、あとはカードリーダーがあるんだけども使えないということも想定して、国のほうではマイナンバーカードと併せてその資格情報のお知らせを提出していただくことで利用できるというようになっているものです。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今からももしかしたらあれかもしれないですけど、資格情報のお知らせってどういうものを国は考えているんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。資格情報のお知らせにはその方の保険資格の内容というか、カードリーダーがなくなって利用できなかったとしても保険の内容が分かるようになっていまして、マイナンバーカードというのは本人資格を確認、本人であるということを確認するものということでそれと併せて利用するような内容になっております。

◆星見健蔵委員長 よろしいでしょうか。そのほかよろしいですか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 後期高齢者の方もやっぱり今、言われたようなカードリーダー使えなかった場合には、資格情報のお知らせを出すとか、現行の保険証が使えればそういうことも必要ないわけで、現行の健康保険証廃止に伴っての変更ですので反対します。

◆星見健蔵委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。それでは討論を終結します。これより議案第113号鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### 請願・陳情

令和6年請願第4号 訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして請願審査に入ります。令和6年請願第4号訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 この前回の委員会以降ですね、9月12日に社会保障審議会の介護給付費分科会が開催されました。それで、訪問介護事業所巡って、自治体の調査が行われています。報酬改定の引下げが行われたこの6月と、去年の6月の訪問介護事業所の廃止、倒産だったり、閉鎖だったりする廃止事業所の件数を調べておられます。それで、鳥取市の状況も前回の委員会のときにお聞きしましたが、全国の状況ですけど、令和6年の6月は133件、令和5年の6月は119件と11%増えておりました。政府の調査でも廃止の事業所が増えているということが明らかになりました。今年の2024年のやっぱり介護報酬改定は、基本報酬の引下げなわけです。そ

れで、介護報酬を基にして介護事業所の訪問介護の事業所の職員さんは給与を受け取るわけで、一般の職員、一般というのは訪問介護じゃなくて、例えば公務員の方だったりしても、職員給与の基本給引下げと同じことだというふうに私は思います。

それで、それが引き下げられて黙っている労働者いないと思うんですよね。それで、今回の報酬引下げを撤回してほしいという思いは当然じゃないのかなと私は思います。それで、厚生労働省の厚生労働委員会もやっぱりこういう決議をしているわけです。基本報酬引下げの法案は通した後ですよ、全会一致で報酬改定の影響に対して十分な検証をする、処遇改善をすると全会一致で決議しているんです。こういう決議があるので、介護給付費のその社会保障審議会でも自治体に調査をせざるを得ないという状況になっているんだというふうに思います。

ぜひ、そこら辺の実態や労働者の思いを受け止めていただいて、やっぱり引下げ撤回と再改定を行うということについて、本委員会でも意見書を上げるべきだというふうに私は思います。皆さんの意見を聞かしてください。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。岩永委員のほうはいろいろ話をされましたけど、ちょっと執行部のほうにお尋ねしますが、この請願に出ている倒産件数67件というのがありまして、具体的に、全国的に介護事業所が幾らあって、その倒産の件数、それでその倒産の内容ですわね、倒産に至った経過とか、その内容が分かればちょっと教えていただきたいのと、また、鳥取市においても、その倒産とかあるのか、その辺の状況もちょうと教えていただけたらと思います。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。寺坂委員がおっしゃられた訪問介護事業所67事業所の倒産というふうな記事は、東京商工リサーチが昨年調査された分の数字でございまして、この67事業所の訪問介護事業所の倒産原因の内訳はちょっとこちらでは分からないんですが、全国全体としての介護事業所の倒産件数は122件ございました。そのうち、大手事業者との競合や人員不足による利用者減少などによる販売不振、これが占める割合が92件の75%でございました。残りにつきましては、代表者の死亡、それから放漫経営、それから信用低下など30件残りとなっております。それから鳥取市の倒産件数でございしますが、該当はございませんでした。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。実際に少なくとも該当するのが30件ぐらい、122件のうちに3割近くでしょうか、放漫経営とか、いろいろ代表者の死亡とかでやめとられるというのがあって、本市には1件も今のところはないということですね。それと、もしも、執行部のほうでもう1件、報酬の面での全国的と鳥取市における介護報酬のほうの実態がおおよそでいいですが、報酬関係、時間給分かればお願いします。

◆星見健蔵委員長 はい、山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室の山形です。最新の実態につきましては、本年、再度、国の調査を待たなければいけませんが、直近のものは、本年7月に公益財団法人介護労働安定センターが令和5年度の介護労働実態調査を公表しております。このうち、鳥取県では

41 事業者 123 名が対象となり、アンケートが調査なされました。これは令和5年10月1日を基準として行われておりまして、有効回答率 40.3%、50 人の有効回答があったというふうに公表されております。その訪問介護事業所のみの結果はございませんが、事業所全体としての結果は次のとおりでございます。時間給、鳥取県は県平均 994 円、これは全国平均見ますと 1,219 円で 225 円低いでございます。日給につきましては鳥取県平均が 8,800 円、全国平均は 1 万 69 円。これは 1,269 円ほど低いです。それから、月給につきましては鳥取県平均が 21 万 2,066 円、全国平均が 24 万 1,296 円となっておりまして 2 万 9,230 円全国平均より低いということになっております。

参考でございますが、属性によります平均給与も出ております。これは介護事業所においての職種の平均賃金でございますが、この事業所の平均の賃金は、鳥取県が 21 万 2,066 円でございます、全国平均が先ほど申し上げました 24 万 1,296 円ですが、訪問介護員につきましては 22 万 3,122 円、これも低いです、一番その職種の中で高い者につきましては介護職員となっておりまして、これが 28 万 116 円ということで、大幅 5 万 7,000 円ほど、これは賃金格差が出ておるということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。いろいろ賃金のことをちょっとお尋ねしました。格差というものなかなかこれ判断が難しいと思います。平均給与のその支払をする従事者の方の年齢とか、ちょっとその辺難しいでしょうけど、その最低賃金の問題でも全国的にいろいろありますので、格差は。はい。状況は大体分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 山形室長に聞きたいんですけど、倒産というふうに言うと、ないのかもしれないですけど、いわゆる閉鎖とか、事業所をやめたという件数はありますよね。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 指導監査室山形です。倒産というのは本当にそこを営んでいる事業者が倒産したというふうなことになると思いますが、先ほど岩永議員さんがおっしゃっていた閉鎖じゃなくて、これは廃止ですね。廃止というのはございます。去年の、昨年中の廃止につきましては御説明したとおり 2 件、これはございます。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 訪問介護事業所の場合は、本当にこれまで介護報酬が低く抑えられてきた中でなかなか正規職員で、正規職員といっても働いた分しか収入が入ってこないというような雇用形態で何とかやっている、その中に何人か正規の職員はいるけど、多くはそういう形での雇用形態になって、何とかつないで働いてもらっているという状態だと思うんです。

だから、介護事業所が倒産ということは確かにあんまりないかもしれませんが、もうやっいていけないから、さっき出たような廃止という形で市内でも 2 件あったというのは実態だというふうに受け止めないといけないと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 すみません。今、2 件廃止というふうにありましたが、その理由となぜ廃止に

なったか教えていただけますか。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。指導監査室山形です。先ほどの廃止理由でございますが、主な原因としまして人員不足、それから、その利用者の減少によって経営が困難だというふうな理由でございました。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 今回のこの請願第 4 号の文面の下の方を見ますと、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、そして、その後のほう見ますと、今回の介護報酬改訂では介護職員の処遇改善のための報酬を 0.98%引き上げるとし、これにより厚生労働省は職員のベースアップを 24 年度に月約 7,500 円、25 年度に月約 6,000 円と見込みます。しかし、財源根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありませんと、こういうような文章が書かれています。それで、この文章を見て、実感としてそうだなということをずっと感じておりました。

実際、今朝の日本海新聞のあれは 2 面だったでしょうか、3 面だったでしょうか、あそこに実際、その介護職員等のベースアップができていないというような報告が載っておりました。実際されたところも 3,200 幾ら程度しかなかったという、これ、もちろん全国的なこういう傾向の話ですが、こういうことが載っておって、ああ、このここに書かれているこういう見込みだけれど、現実的にはできていないという、こういうことが明らかになったなということがこの新聞の記事で私は実感をしたところです。それで、実際、様々な、谷口委員も先回、高い加算率があるとか、中山間地の特定加算の問題があって全体的にはプラスに行くはずだと、こういうようなことがあったわけですが、現実的にはそうならないという証左ですし、併せてこのアンケートですね、このアンケートを見ますと、報酬改定で経営状況がどうなりましたかということを見ましたところで言うと、悪化したが 16、事業継続困難が 1 と、こういうような結果も出ております。やはり訪問介護自身のこの基本ベースを下げるということは、全体の経営にやはり様々な悪影響を与えていると、こういうことだというふうに思いますので、ぜひ、やはり政府も在宅での看取りとか含めて様々な方針を出すわけですから、在宅で本当にここで過ごしてよかった、この町でこの家で暮らしてよかったという、そういう存在が、そういうことが実現をするためにも、やはりこの訪問介護制度というのは大事にしなければならないことだと思いますので、ぜひこの請願のことを意見書で提出をできればいいなというふうに思っております。意見です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。先ほどその 2 件の廃止のことに関しても、実質その経営が難しいというところではなくてということで、環境がということですよ。あと、最初に岩永委員が言われたときの中で、基本報酬の改定が、単位が 99 から 97 単位に変更になって下がった後に国の調査をされたところのことを言っておられたんですけども、前回、私が申し上げましたけども、基本報酬の単位は確かに下がっていますが、処遇改善加算においては逆にプラスになっていますし、また、中山間地域等に居住する方に対しての継続的なサービスを提供するという

ところで加算が新設になっているということで。ですから、その調査されたということに関してはこの基本報酬が下がったとしても、単位を下げたとしても加算をしっかり取っていけば経営が成り立つように仕組みは国としてされているのにもかかわらず、一人一人の従業員さんのほうの賃金に反映されるような形に持っていくための調査ではないのかなと、私はちょっと思ったりしましたので。

ですから、確かに働いていらっしゃる方が第一だと思いますので私も、それで、本当に賃金が、報酬が下がったことで下がるとか、そういったことにはなってほしくないと思えますし、ですが、それをしっかり加算を取っていただければ処遇改善にもつながっていくわけで、その経営者の方々のあとは力量ではないかなと思ったりもするので、ですから、今回のこの陳情、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願とありますけれども、そこをちょっと観点が違うかなと思います。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか御意見等ございますか。秋山委員。

◆**秋山智博副委員長** はい。この請願の趣旨にも書いてあるとおり、訪問介護は身体介護とか生活援助など要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスですし、そのためにも事業継続とか、新規に開設ができるようにそういう状況をつくるのが大切だと思います。そのための今回の請願は賛成をするものであります。以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか御意見ございますか。質疑等ございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。この訪問介護の基本報酬、報酬の見直しというのは国のほうでは、政府のほうは介護事業、経営の実態調査なんかで収支差の比率なんかを介護サービス全体の平均的に比べてみて相対的に高いこの介護サービス面のことですね、この辺についてもやはり報酬改定とかを取り組まれたりしております。ですから、非常に全然していない時代、今までもずっとやっておられて、介護、この報酬問題、ですから、例えば介護の施設職員の皆さんでも全職員に対する介護職員の割合のサービスとか、訪問介護の体制のその見直しとか、給与、その辺の加算率などもいろいろ検討されております。既に国のほうは、これはずっとやっておられることで、常に取り組みおることだと思います。はい、以上です。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、坂根委員。

◆**坂根政代委員** 重ねての意見になります。今、谷口委員は経営者の手腕だというような話をされました。そういう部分があるかもしれません。しかし、この様々な加算サービスというのは使えるもの、使えないもの、やはり規模によってかなり違ってきております。併せて私はやはり一番その介護報酬の引上げで特に一番直結するのは人材不足だと思うんです。やはり、なぜこの介護という職に魅力を感じながらも介護職に就かないのか、または介護職に就いたのにすぐ辞めてしまうのか、やはりこの処遇の改善の問題というのがかなり大きいのではないかなというふうに思っています。

先ほどちょっと新聞の記事の話もしましたけれど、3,200、3,300円の問題、だけれど、じゃあ、ほかの事業所はといたら1万何ぼになっているというようなベースアップの関係ですね、そういうことを考えると基が低すぎるんじゃないかという、こういうことが出てきているんだと思うんです。そういう意味で言うと今回、秋山委員も言われましたが、訪問介護ということ

の目的、そして、介護の人材をより育てていく、増やしていくためにもこの介護報酬を引き上げるといふこの意見書はやはり地域だからこそ出していかないけん話ではないかなと、特にやはりこう在宅でということのを推奨しておれば余計にそれが望ましいというか、そうしてあげてほしいな、そんなふうな意見を持っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 寺坂委員は基本報酬は、見直しはいろいろ実態調査も行って平均的な状況も見えて見直しをしたんだというふうに言われたんですけど、平均がいけんのだと思うんですよ。大きな高齢者住宅の1階に訪問介護事業所があつて、2階、3階、4階に上がって行けば1軒として仕事が終わる訪問介護事業所と、それから、鳥取みたいに鳥取駅近くから城北のほうまで行く、あるいは気高郡の中にはそういう事業所も、行ってくれるところも本当に限られているとかいう状況の中で、訪問介護という仕事をする、それはやっぱり加算でどうのこうのなるものじゃなくって、やっぱり基本報酬がちゃんと認められて仕事ができるものなんだと思うんです。それは、もう賃金の格差に響いてくることなんですよ。自分のこととして考えたら、基本報酬が下げられて本当に仕事ができるのかと、加算つけたから何とかなるでしょっていう問題ではない、訪問介護の職員さん、事業所の職員さんたちが本当に何とかしてほしいと思っているのは基本報酬の引下げだからなんだと思います。ぜひ、そこを踏まえていただいて意見を上げるといふ判断をお願いしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。このたびの介護報酬改定の見直しでございますが、介護職員以外の職員の賃上げが可能になるように配分されていると、性格もあるわけでありまして、訪問介護の現場におきましてはそのような職員の割合は低いということが1点上げられます。それと訪問介護の事業所においては介護事業経営実態調査における収支差率ですね、これが介護サービス全体の2.4%に比べて相対的に高い7.8%ということで、そういう現状がある中で、他制度との整合性が図られる、このことも重要なポイントだというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。じゃあ、皆さんから意見が出たようであります。これで質疑を終了したいと思います。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 ぜひ、やっぱり坂根委員も言われたですけど、地域の議会です。地域で在宅の介護を支えている事業所を身近にも見ておられるところだと思いますので、ぜひそういうところでの事業所、あるいは働いている人たちの実態を踏まえていただいて引下げ撤回と報酬引上げの再改定の意見書を上げることに賛成をお願いしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。私はその反対の立場でございますが、この、先ほど申し上げましたけど、この引下げの問題、小規模の事業者の方からもやはり人材の確保や経営がますます厳しくなるという反発の声が上がるといふことは、政府ではいろいろ検討、それはされておりまして、地域の特性や事業所の規模などを踏まえ、サービス提供の実態を総合的に調達する予定で、改定による影響十分に調査検討しておられ、現場の負担や保険料、利用者の負担への影響なども考慮されており、丁寧に今現在検討されているという状況ですので、この意見書の提出は必要

ないものと考えております。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。地域だからこそ私は思いました。今回、基本報酬は確かに減ってはおりますが、その分大きな加算の要件が新設されているわけで、それしっかり取れば加算できて報酬、処遇改善もできるような仕組みにはなっているのであるかと思います。確かに本当に地域のその介護の訪問介護を支えていただいている皆さんに、本当にたくさんお給料を上げていただいて、人材確保もしっかりしていくのは本当に大事なことであり、私もあると思いますが、決して下がったわけではなく、上がるような制度になっているのでありますので、この今回の意見書のその報酬引上げの再改定ということとはちょっと違うなと、先ほどと同じですけども、観点が違うかなって思いました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。それでは討論を終結します。これより令和6年請願第4号訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める請願を採決します。本請願に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい、可否同数であります。よって委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。委員長は令和6年請願第4号訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願について、不採択とします。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。それでは不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様から御意見等ございますか。はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 谷口委員の発言を要約してもらったと思うんですけど、どんなでしょう。

◆星見健蔵委員長 そのほか、はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 今、西村委員が谷口委員のというお話をされましたけれど、谷口委員の趣旨は加算をされるということのほうが、私の受け止め方ですけど、加算をされるからこそ、それはまた、基本給に返っていくのではないかという、こういうことだったと思うんですね。ですので、この請願の趣旨でいうと似ているけれど、ちょっと違う問題ではないかというふうに感じております。

◆星見健蔵委員長 はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この問題については、やはり全然国がしてないということではないものですから、国では全然これをこういう問題にはしてないじゃない、直接今、検討されとることですので、改定問題やいろいろ幅広く調査をして、その辺の全体的な介護のあれを統計取られたりして調査を見られたり、検討されてますんで、これはやっておられることですので必要ないかと、現状で国が取り組んでおるということで、はい。よろしいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか御意見、谷口委員。

◆谷口明子委員 すみません。寺坂委員が言われるとおりでもありますし、坂根委員も意見言っとられたとおりではありますけれども、基本報酬が、単位が減っているけれども、その分、処遇改善加算においては、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から経・技のある職員等の配置による最大24.5%まで取得できるように設定しているというように国がそういった決

まりをつくっているということと、あと、中山間地域の居住する者に対して継続的にサービスを提供していることという、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組んでいるところで国も加算新設しているところ、総合的に見ますと処遇改善加算により、報酬もアップできるという加算の体制が取られているという国の体制ができているところで報酬引下げにはシステムというか、制度上きちんとしていけばそういったことにはならないのではないかと、この請願の不採択の理由ということであります。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。加算ということでございましたが、先ほどありました特定事業所加算や認知症加算等々が、そのことを充実することとなっております、訪問介護全体ではプラス改定だということがあるわけでありまして、そういうことを含めて私の意見です。

◆星見健蔵委員長 ごさいませんか。それぞれ委員の皆さんから不採択理由についての御意見をいただきました。ただいま皆さんから出された意見を、テープ起こしをさせていただいて、また、正副委員長でまとめさせていただいて、この委員会の最後に改めて皆さんに確認をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それではそのように諮らせていただきます。

令和6年陳情第6号 「物価高騰に見合う年金額に引上げるために、年金積立金の活用も含めた検討を行うこと」を求める意見書提出についての陳情について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 続きまして陳情審査に入ります。令和6年陳情第6号「物価高騰に見合う年金額に引上げるために、年金積立金の活用も含めた検討を行うこと」を求める意見書提出についての陳情につきましては、前回9月9日の委員会において継続して審議することになっておりました。これを踏まえて委員の皆様から質疑、御意見をいただきたいと思います。ございませんか。岩永委員。

◆岩永安子委員 委員の皆さんにお聞きしたいと思います。この間、敬老の日がありました。敬老の日にちなんで65歳以上の高齢者の就業率が過去最高になっていると、4人に1人になったという発表がありました。そのうち、8割近い417万人の方は、パートやアルバイトなど非正規雇用だという報告が新聞に載っていました。本当に悠長に老後が過ごせない実態が今年の9月15日の調査で実態が明らかになったということだなというふうに思います。今回の陳情の物価高騰に見合う年金額に引き上げるという問題については、やっぱり物価高騰に見合う上げがせめてないと、先ほど言ったような実態は変わらないというふうに私は思いますが、委員の皆さんはどう思われるでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、質疑ですけど、御意見等ございませんか。谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。確かに物価高騰で本当に年金受給者の方、大変御苦労されていらっしゃると思います。年金だけじゃあやっつけいけないということで働いていらっしゃるということで本当に大変だと思いますけれども、その物価高騰対策としても今までも

給付金、また、定額減税で年収の少ない方というか、その年金額が少ない方にも、それに併せて給付金も出しているわけでありまして、この年金積立金の活用を含めたっていうところで年金、前回は申し上げましたが、年金積立金を取り崩すというのは、これから少子高齢化に向かって年金の制度も本当に心配になっていくところかと思われますので、その積立金を取り崩すというのは大変難しいのではないかと、若いこれからの方のためにもしっかりと年金保障するためにも残しておくべきではないかと思われますので、この陳情に対しては反対であります。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、御意見ございませんか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この年金の問題ですけど、昨年の2月議会でもちょっと出ておりまして、結果的には不採択という格好だったと思いますけど、もうこの年金額の改定については、前年度の物価高の変動に応じた年金額の改正を基本として、マクロ経済スライドにより長期的な給付と負担のバランスを確保して将来にわたって持続可能な仕組みとされております。この仕組みの下で、年金を着実に支給することになっておりまして、それなりに国のほうも物価高の辺を見ながら、また、年金額の問題、その辺のアップの問題しておられますし、また、独自の今の物価高騰の折にも、先ほど谷口委員もおっしゃいましたけど、その低所得者への給付とか、そういう対応もあるようです。

ですから、今、国ではこのことについて十分いろいろ検討されておりますので、年金問題については昨年の2月と特に同じようなことでございますのでこれは必要ないかなと、という考えであります。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。様々な意見があるわけですが、私はぜひこの陳情を採択していただきたいという思いを持っております。それはなぜかと申しますと、いずれは私たちも行く道ですし、もうこの年金というところに行かれています方もあります。自分が支払ったものを、自分のために使える。そしてそれは老後生活をより安定して安心して暮らせるために、こんな思いで積立ててきたものなんですね。それで、確かに少子化時代、今後のこと不安はあります。それはやはり国のほかの制度設計の問題で、ここにかぶせる問題ではないと、私自身は思っているんですね。

それでもう1つは、確かに物価高騰で非課税世帯とか含めて、様々な支援金もありました。本来は支援金がない社会の保障があれば私はいい、すごく大きな話になっておりますけど、本来はそうあるべきものなんだと思うんですね。しかし、それがいないからこそ、やはりより安心して生活が送れるためにということで、様々な給付制度が取られてきたのではないかというふうに思っています。それで、この陳情というのは、だからこそ、この物価高騰に見合うだけは、せめてきちんと年金額を引き上げてほしい、こういうような思いだと思いますので、ぜひ私はこの陳情については皆さんが採択していただけるといいかなというふうに思っているところであります。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、ございませんでしょうか。秋山委員。

◆秋山智博副委員長 はい。この陳情の理由の文章にも書いてありますけれども、今年度の増額

が2.7%に対して物価上昇率が3.2%ということで、実質0.5%の年金の引下げになっております。高齢者世帯の3分の2は公的年金が家計収入の全てという基礎調査のことも述べてあるとおりですね、生活を保障していくということはとても大切なことでありますので、この年金積立金の活用も含めた方向で生活保障を確実なものにしていくという取組は大事だと思いますので賛成したいと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。国のほうは社会保障制度を全般の総合的に改革を進めるということで、全世帯型の社会保障の構築をとということで舵を切ったわけでございますので、その中で年金積立額の活用も含めた検討ということは、積立金の取崩しというニュアンスにとれます。そういうことで将来世代に対するこの将来にわたっての持続可能性ということにクエスチョンがつくと考えるわけでして、私は反対です。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 去年の2月に私たちは物価高騰に見合う年金額に引き上げてほしいという意見書を出したわけですね。そこはやっぱりこの委員会の一致点じゃないかと思うんです。それで、今回は2025年の予算編成に当たって、来年も同じようなことが繰り返されんように、自分たちが積み立てた積立金も含めた年金積立金の活用を検討してほしいということだと思うんです。積立金の取り崩しというふうに言われましたけど、そういう方法も1つあるでしょうと、検討をやっぱりしてほしいと、同じようなことが繰り返されんようにしてほしいということだと思います。私たちのやっぱり到達点というのを無視はせずに、やっぱり意見書を上げたこと、物価高騰に見合う年金額にしてくれということとはやっぱり意思統一して、何とかその検討を行うということなわけで、そういう意味で意見書を上げようじゃないかということのをぜひ意思統一できればいいなと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、それでは意見、質疑を終了します。続いて討論に入りたいと思います。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。物価高騰に見合う年金額に引き上げるということで、意見書を上げた鳥取市議会が、ぜひ、年金積立金の活用も含めて検討して、少しでも年金額の引上げを求めるという意見書を上げるべきだというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。この意見書についてですけれども、現在、試算に基づいて基礎年金などの公的年金の目減りを防ぐために、国のほうでは基礎年金部分の底上げ策を本格検討されています。現在の案として、会社員などが入っている厚生年金なんかの積立金という案もあったようですが、将来的に兆円単位での国の負担が必要ということになるようでして、財源確保が課題とされておりますということのようです。現在において例年の年金制度改革に向けて、年末までに議論をまとめられるとか聞いておりますが、着実な支給に向け、前向きに取り組まれておられますので、政府のほうは取り組まれておるということで、この意見書の提出は必要のないものと考えます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。やはり年金額の改定につきましては、長期的な給付と負担のバランス、このことが先ほど寺坂議員も言いましたが、これが重要だと考えておりまして、将来にわたって持続可能な年金制度の仕組みということが求められるということでございます。国のほうも制度改革に向けて検討をしているということでございますので、私は不採択とします。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。賛成の立場で討論をさせていただきます。もともと、やはりこの年金の額の問題が物価上昇に迫いついていない、このことが一番の根拠で、この陳情は上げられております。そこの主旨に返ると実際そうだというふうに私は思っております。ですから、これについては賛同いたしますし、様々国のほうも、今、改革に向けて議論をやっているのであればそれをより後押しをする意味で、よい方向に向かうという後押しをする意味で、ぜひこの意見書の提出をするべきだというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、討論よろしいでしょうか、それではこれで討論を終結します。これより令和6年陳情第6号物価高騰に見合う年金額に引き上げるために年金積立金の活用も含めた検討を行うことを求める意見書提出についての陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。可否同数であります。よって、委員会条例第15条第1項の規定により委員長が本案に対する可否を裁決します。委員長は陳情第6号物価高騰に見合う年金額に引き上げるために、年金積立金の活用も含めた検討を行うことを求める意見書提出についての陳情について不採択とします。よって本陳情は不採択とすることに決定しました。それではこれより不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様の御意見をお願いします。はい、どうぞ、寺坂委員

◆寺坂寛夫委員 不採択3名おられたし、委員長もおられましたけど、その意見の中をまとめて委員長、副委員長でまとめていただけたらと思います。

◆星見健蔵委員長 御意見ございませんか。委員長、副委員長でまとめてという御意見がございました。そのように、じゃあ、させて、図らせていただいて、この委員会の最後に改めて皆さんに確認をお願いしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でよろしいでしょうか。そのほか何かございませんか。それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆様ありがとうございました。

#### 【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に、竹内健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 健康こども部長の竹内です。今日よろしくお願いします。本日は、先日9月9日に御説明させていただきました健康こども部に係る議案が4件、9月補正予算、それから条例改正が1件、業務委託契約の変更が2件あります。御審議のほうよろしくお願いします。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で、既にいただいております。皆様におかれましては、質疑、答弁において簡潔にさせていただきますようにお願いします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございませんか。岩永委員。

◆岩永安子委員 事業別概要30ページの妊娠・出産包括支援事業費、今回、利用者増加に伴う委託料の増額ということで、前回のときにこんなふうに増えたんだという数は御紹介いただきました。それで、改めてこのたびはその利用増加に伴って事業所に委託料の増額ということです。委託料の基準額についても、すみません、補正のときなんですが教えてください。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。委託料の基準額ですけども、母子ショートステイが1泊で4万円、それからデイサービスにつきましては4時間で1万円、それから6か月以上児につきましては1万5,000円、それから母子アウトリーチにつきましては1万3,000円でございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。今の基準で支払われるということです。今回補正を組まないといけないほど利用が増えた理由について、どのように考えておられるのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。増えた理由としましては、毎年ですけども、この県の利用料無償化の補助金ができまして、利用料が無料になったこと、それから産後ケア事業というものが、やはり妊婦さんの方の中で、口コミで広がっているところがあると思います。そういうところで増えてきているというところでして、それで、大体、毎年1.5倍ぐらいで増えている状況がございまして、こちらにつきましても、やはり1歳までという形を取ったこともございますし、増える要因となっていると考えます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。県の利用無料化と併せて認知されてきたということですかね。それだけ不安もあるし、求められているということだと思いますので、事業所のほうも成り立つようにぜひ事業所からの要望もいろいろ聞いていただいて、運営をお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 すみません。じゃあ、初めに。同じくその妊婦出産包括支援事業費についてです。この利用は1歳までということになりまして、かなり利用者が増えたんですが、4か月までのときにもその申請について、例えば何日に使いたい、こういう事業をとということで、とすると事業所が僅かですから、実際そこがうまく調整がいくのかどうなのかという、こういう申請に結構調整の時間がかかったというような課題がありましたが、利用者が増えてそのことは

どうなったのでしょうか。教えてください。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。利用者が増えまして、申請につきましては、1回目の申請につきまして、窓口でお子さんの状態とか、そういうことをお聞かせいただく必要がございますので、1回目につきましては窓口申請をいただいております。2回目以降は電子申請も可能ということで、電子申請で申請いただいているというところも増えている要因となっているのではないかと考えております。はい。それからその利用につきまして、すいません。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。ということは、申請の方法も改善が図られてきて利用者に沿ったものになってきているという理解でよろしいということですね。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。そうです。それから、ごめんなさい。先ほど言おうと思って言ってなかったですけども、国のガイドラインによりまして、産後ケアが必要なものということで、要件が変わってきましたので、それも増えた理由というところになると、それから申し込みやすいというふうになってきていると思います。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。関連ですが、新生児は減っているのにこれ増えていると。これ、今あるべき姿なのか、今までがどうだったかというようなことを検討されましたか。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。これにつきましては、やはり推測の域を超えないんですけども、やはり核家族化であるとか、それから祖父母がいらっしゃっても現役世代である、まだ、働かれておられるというところがございまして、日中の保育であるとかそういうようなことの補助する者が少なくなっているというのが現状であると思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 はい。事業別概要31ページの上段です。いつもちょっと私、尋ねるんですけど、公衆浴場のほうの確保対策補助金っていうことで、光熱水費ということでコロナ禍からずっと3か月単位でずっとこの4温泉に出されておましてね、その下に、今度、元湯温泉に対しての配湯熱交換機を導入と、省エネ化を図る予定ということで200万の2分の1の補助、この省エネを図るこの配湯熱交換機というのはどういうものですか。その内容、その器の。

◆星見健蔵委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 保健総務課光浪です。②番の配湯熱交換機ですけども、洗い場や浴槽からの配湯になったお湯を活用するんですけども、低温のお湯とかの水などを通常はボイラーを使って適温に加温するんですけども、その際に、この配湯熱交換機を活用しますと、その活用された後のお湯を回収しまして、その熱を低温のお湯等加温するときに使う。それで、そうすることによってボイラーを使用する燃料といいますか、そのところ

が削減されまして、そこで燃料の削減につながるというのが配湯熱交換機です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 もう少し、結局、温泉ですので、温泉のほうは熱い湯ですし、ボイラーでシャワーとかそういう流しのほうに使われるんでしょうけど、この油代とかは。その流れは水も一緒に混ざるんで本来なら下水道のほうに流れると、下水道管のほうにずっと流れて、ちょっとぬるいですけど、それなりに対応できるけど、この交換機というのは貯水槽みたいな格好して再利用ですか。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 そうですね

◆寺坂寛夫委員 床暖房とか使うとかそんなじゃなしに、そういう施設、また、それが整備 200 万円のできる交換機というか、設備っていうか、その内容は。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 そうですね。はい。

◆星見健蔵委員長 指名してからにしてください。2人でやり取りしないように。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 失礼しました。

◆星見健蔵委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 保健総務課光浪です。はい。委員さんおっしゃられるとおり、配湯になったお湯を一旦集めまして、それで、そのお湯に低温のお湯なり、加温をまだしないと、使うまでにちょっと熱を上げないといけないという場合に、そのお湯を一旦使ってある程度温めてからボイラーのほうも活用しながら適温のお湯を洗い場等で使うというようなことになりまして、それで、その事業費に今のところ 430 万の予定でございます。この補助のほうに事業別概要のほうに対象経費 430 万と書いておりますのが、この事業費の予定の事業経費ですけれども、浴場さんのほうの元湯さんのほうが示された事業経費ですけれども、この補助事業につきましては対象経費が 200 万、上限が補助のその 2 分の 1 ですので上限が 100 万ということで補整額としては 100 万円を計上させていただいています。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 結局 430 万円かかって、100 万円の補助、補助対象は 200 万ですので。ですから、元湯温泉としては 330 万を負担されるとそういうことですね。それ、また、そのほかの 3 施設はどうですか。こういう省エネで必要ないのか、こういうふうにされるのか、お金がないのか、よう分かりませんが、そのほかの 3 施設の考え方というのはどうですか、分かりますか。

◆星見健蔵委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 すみません。はい。保健総務課光浪です。ほかの 3 施設といいますか、この補助につきましては、各施設さんのほうがその年度におきまして整備をされるというときに補助をさせていただきますので、今回、元湯温泉さんのほうは、この 7 月頃に相談がございまして、はい。当初には間に合いませんでしたけれど、補正のほうで対応させていただいています。ほかの 3 施設さんにつきましても、それぞれ施設のほうで整備が必要な場合には申請をされることになりますので、はい。今回は元湯温泉さん 1 施設ということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 ちょっとしつこいようですが、これ、仮に430万かかるというのは、これ補助事業というか、経済観光部とか、そういう分はないわけですか。その辺の補助、ほかの改造資金とか、個人の場合支出ということですか、温泉の330万は。そういう補助制度はないということですね。

◆星見健蔵委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課光浪です。はい。現時点では確認をさせていただいたところありませんでした。

◆星見健蔵委員長 そのほか。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 事業別概要書29ページの下段、幼児保育課のやつですが、地域子育て支援拠点事業として返還金が出ております。この内容を教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。こちらは主に公立の施設における職員の産休・育休取得などに伴う人件費の減、それと施設運営に係る維持管理費の実績による減でございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいでしょうか。はい。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）所管に属する部分の採決をします。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### 議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き、議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について質疑を行います。本案に質疑ございませんか。岩永委員。

◆岩永安子委員 議案第103号の中で、健康こども部で議案となるのは別表第2の7の特定疾病特別医療費助成に関する事務ということだと思います。その次もあるのかな。別表第2の8のひとり親家庭特別医療費、第2の9の小児特別医療費、これらの施行時期は12月2日という理解でよろしいですか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。先ほどのこども家庭局のほうの該当は、不妊治療助成費のところが該当となっておりまして、それで、施行につきましては12月2日からということで、はい。附則のとおりとなっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。ごめんなさい。不妊治療、同表31の不妊治療に関する事務、はい。分かりました。すみません。それで、これは12月2日、それで、12月2日から施行するというのは現行の健康保険証の被保険者証廃止というのとの関係があるという理解でいいですか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。はい。保険証の廃止にも伴いますが、この条例改正のほう通していただくと、今、上限額管理表のほう持参していただいておりますけども、12月2日より、そういったものの発行もなくなるということで、こちらのほうの施行となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 健康保険証を持ってくるということが要らなくなると言われたんですかね。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。この事業について保険証は必要なくて、上限額管理表のほうになりますので、はい。高額療養費制度を活用した場合の自己負担額の上限額の2分の1を助成するという制度になっておりまして、現在も保険証のほうは必要とない場合もありますので、上限額管理表のほうが要らなくなるということで、それで、こちらのほうのマイナンバーで上限額のほうが確認できるということになりますので、上限額管理表の持参が不要になるということで、この条例改正のほう上げさせていただいております。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。じゃあ、そのほかございませんか。それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。はい、よろしいですか。討論ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の103号の改定は、提案理由のところに現行の健康保険証廃止に伴って改正を行うと、所要の整理を行うというふうになっていきますので、同時にマイナンバーを使ってということでありまして、私は反対します。

◆星見健蔵委員長 そのほか、討論ございますか。よろしいですか。はい。それでは討論を終結します。これより議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### 議案第117号業務委託契約の変更について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 次に議案第117号業務委託契約の変更についての質疑を行います。本案につきまして委員の皆様で質疑ございますか。ございませんか。よろしいですか。はい。ないので、これで質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論を終結します。

**議案第117号業務委託契約の変更について（質疑・討論・採決）**

◆星見健蔵委員長 それでは議案第117号業務委託契約の変更についてを採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

**議案第118号業務委託契約の変更について（質疑・討論・採決）**

◆星見健蔵委員長 次に議案第118号業務委託契約の変更について、本案について委員の皆様から質疑ございますか。ございませんか。質疑なしと認め質疑を終了します。討論ございますか。討論なしと認め討論終結します。これより議案第118号業務委託契約の変更についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。以上で議案の審査は終了いたしました。そのほかで皆様のほうから何かございますでしょうか。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 すみません。幼児保育課のほうですけど、教えてください。最近テレビで保育所入所の電子申請ができると、こういうことが流れております。それで、それは保護者にとってはとても利用がしやすいものだと思いますが、その入園の決定というところについてはどういう返し方になるのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。入園の決定については、これまでどおり通知での送付ということになります。ただし、その入園の決定の時期ですが、こちらが今回の電子申請化を図ることによりまして2週間程度これまでより早まるというところでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 はい、以上でよろしいでしょうか。はい、それではこれで、以上で健康こども部を終了します。健康こども部の皆様、大変お疲れさまでした。

◆星見健蔵委員長 委員の皆様につきましては、今しばらく、お持ちいただきたいと思います。再開時刻を4時ということで。

午後2時47分 休憩

午後3時51分 再開

◆星見健蔵委員長 それでは福祉保健委員会を再開いたします。皆さんに審査をいただいております、まず、請願第4号でございます。訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改

定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願についてでございます。賛否が分かれて最終的には不採択ということになりました。それで、不採択理由について事務局のほうでテープ起こしをしていただいたり、皆さんのほうから出された意見を集約して、以上のような不採択理由とさせていただいたところであります。委員長、副委員長に任せていただいております、秋山副委員長のほうもこれでいいじゃないかということで、皆さんに、この対する何か気になるなというようなことがあれば出していただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

◆岩永安子委員 ちょっと、はい。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永さん。

◆岩永安子委員 実態調査を踏まえ、既に取り組まれておりというのは、介護報酬の見直しが既に取り組まれているということですかね。

◆星見健蔵委員長 いや、実態調査を行う。はい。

○毛利 元局長補佐 これは寺坂議員さんがそのようにおっしゃられていましたので、実態調査を踏まえといいますか、既に取り組まれているということなので、その趣旨から取らせていただいたという状況でございます。なので、逆に言うと、そのときの発言の御趣旨の確認をしていただけたらと思っております。

◆星見健蔵委員長 出された意見しか上げることができんですけね。実際に委員さんから出された意見を使って不採択理由ということで上げさせていただくことになっておりますんで。いかがでしょうか。

◆寺坂寛夫委員 実態調査を踏まえておられるというか、踏まえというか、実態調査を行い。

◆星見健蔵委員長 はい。岩永委員。

◆岩永安子委員 寺坂委員が言われたのは、今回の介護報酬の見直しは既に実態調査を踏まえた見直しであり、意見書を提出する必要がない。

◆寺坂寛夫委員 いや、既に取り組まれてる、実態調査を踏まえて。

◆岩永安子委員 踏まえて。

◆寺坂寛夫委員 既に、今の報酬の考え方やその辺されとるということですからね。

◆岩永安子委員 うん。そういうことですね。

◆寺坂寛夫委員 検討必要ないじゃない、国では考えておられるんで、いろんな検討。

◆岩永安子委員 だから、国による介護報酬の見直しは実態調査を踏まえて行なわれたものであり、意見書を提出する必要がないと考えるためということじゃないんですか。既に取り組まれておりというのは。

◆寺坂寛夫委員 既にというか、実態調査踏まえ。

◆岩永安子委員 実態調査が既に取り組まれているということだな。

◆星見健蔵委員長 だけ、5年度、6年度とね、7年度と、その介護報酬も7,500円、6,000円ということに改定をしていくと。それから中山間地域とかそういったところと、それと大都市圏のような都市部とのそういった介護のやっぱり違うんだということで、そういった改定がもう既に加算がされるような格好になっているということだと思うんですよね。だから、そうい

うことはもう既に、それで、ましてや厚生労働省はさらにそういった小規模の事業者、大規模の事業者等、そういった地方のそういうところにも出かけて調査をして、やるということで、もう動いているという話なんで。実態に合わせて既に取り組まれているところもあるし、まだ、そういった地方のそういった格差のあるような小規模な事業者の経営に対して、さらに適切に行われているかということをしちゃんと調査をするということを言っておりますのでね。どんなですか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私はすごくコンパクトにまとまっていいかなと思ったんですが、だけ、主語が国による介護報酬の見直しは、が主語なんですよね。それで、この見直しが実態調査を踏まえた上で既にもう取り組まれてきたんだと、ここまでがまず1つ、ただし、先ほど委員長が言われたのは、今後もさらに見直しを進めていくと国は言っているので、あえて意見書を提出する必要がないという趣旨に受け止めたんですが、そういう趣旨でしょうか。そういう趣旨であれば、少し文言足さないけんようになりますし、どうでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 委員長が言ったのは、今、言ったんであつて。

◆星見健蔵委員長 うん。

◆岩永安子委員 だから。

◆星見健蔵委員長 駄目なんです。

◆岩永安子委員 駄目なんですよ。委員会の中でね。

◆星見健蔵委員長 そうそうそう。

◆岩永安子委員 言ったことなので。だから、寺坂委員が言われたのは。

◆寺坂寛夫委員 だけ、実態踏まえて取り組まれたりという、今後、丁寧に、今、検討されとるってことだけね。

◆岩永安子委員 それは、それ言っとんならんで。

◆坂根政代委員 今後も検討されているという文言は、じゃあ、事務局に質問します、今後も検討するというこの文言はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

◆寺坂寛夫委員 丁寧に検討されていくっていうのは言ったけどね、僕もね。

◆星見健蔵委員長 はい、事務局。

○福田佳菜議事係主事 はい。失礼いたします。丁寧に今現在、検討されているというふうな言葉はありました。

◆寺坂寛夫委員 だけ、現在も検討されておりということは言っとるけな、踏まえ。

◆星見健蔵委員長 うん。だから、検討ということは取り組んでおると。

◆寺坂寛夫委員 検討されており、意見書もということで。既にというのはやめて、実態を踏まえ丁寧に検討されておりということで。

◆西村紳一郎委員 そういう発言が無かったらいけんだで。

◆寺坂寛夫委員 うん。発言はあるだで。

◆星見健蔵委員長 いや、だけ検討するっていうことだけ。だけ、丁寧に検討、だけ、実態調査を踏まえ、丁寧に検討されており、ということだな。どんなでしょうかな、皆さん。

◆西村紳一郎委員 いいじゃないか。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 では、確認をします。国による介護報酬の見直しは、実態調査を踏まえ丁寧に検討されており、意見書を提出する必要があると考えるため、こういう文言だということでしょうか。

◆星見健蔵委員長 どんなでしょうかね、事務局。訂正をするということで。

○毛利 元局長補佐 今の趣旨を、発言者の御確認もしていただきましたし、別のところの討論でそういうふうにおっしゃられていますので、特に発言要旨から外れているというようなことはないのであるというふうに考えます。

◆星見健蔵委員長 はい。今、坂根委員のほうから文言の修正がございましたが、坂根委員の言われた文言に修正をして、調査を踏まえ丁寧に取り組まれており、ということで。

◆岩永安子委員 検討されており。

◆星見健蔵委員長 ええ。文言を。

◆寺坂寛夫委員 検討されており。

◆星見健蔵委員長 修正をさせていただきたいということで、どうでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 じゃあ、そのようにさせていただきます。次に令和6年陳情第6号物価高騰に見合う年金額に引き上げるために、年金積立金の活用も含めた検討を行うことを求める意見書提出についての陳情についてでございます。最終的にはこれも賛否分かれまして、委員長の結局裁決ということで不採択ということになりました。

それで、不採択理由案として、国において将来において持続可能な年金制度改革に取り組んでいる状況であり、意見書を提出する必要があると考えるためということにさせていただきました。この件につきまして委員の皆様から御意見ございますか。よろしいでしょうか。

◆坂根政代委員 はい。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。じゃあ、この陳情については、はい、事務局。

○毛利 元局長補佐 そうしますと、今先程、訂正がございましたので、ここを打ち変えたものを至急お持ちしますので最終確認をお願いしたいと思います。ちょっとお待ちください。

◆星見健蔵委員長 はい、分かりました。じゃあ、しばらく待つて。

午後4時1分 休憩

午後4時5分 再開

◆星見健蔵委員長 はい、再開します。先ほど皆さんから御意見をいただいて、改めて修正をさせていただきました。請願第4号につきましては、不採択理由の案として国による介護報酬の見直しは、実態調査を踏まえ、丁寧に検討されており、意見書提出する必要はないと考えるため、ということにさせていただきました。よろしいでしょうか。はい。それではこれで決定と

させていただきたいと思います。

以上で終わりたいと思いますが、皆さんのほうで何かよろしいですか。はい、今日はどうも、丁寧に慎重審議いただきまして、1日大変お疲れさまでした。以上で福祉保健委員会を終了したいと思います。

午後4時5分 閉会

# 令和 6 年 9 月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、請願・陳情審査)

日 時：令和 6 年 9 月 20 日 (金)

午前 10 : 00 ~

場 所：本庁舎 7 階 第 1 委員会室

## 福 祉 部 (10 : 00 ~)

### 1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 93 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算(第 3 号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第 94 号 令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 95 号 令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算 (第 2 号)
- ・ 議案第 103 号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第 108 号 鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 109 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について
- ・ 議案第 113 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

### 2 請願・陳情【質疑・討論・採決】

#### <請願(新規)>

- ・ 令和 6 年請願第 4 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願

## ＜陳情（新規）＞

- ・ 令和 6 年陳情第 6 号 「物価高騰に見合う年金額に引上げるために、年金積立金の活用も含めた検討を行うこと」を求める意見書提出についての陳情

## 健康こども部

（福祉部終了後）

### 1 議案【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 93 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第 103 号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第 117 号 業務委託契約の変更について
- ・ 議案第 118 号 業務委託契約の変更について